

# みえの土地改良

発行所 ● 三重県土地改良事業団体連合会 ● 津市広明町330 TEL059-226-4824



みどり  
水土里ネット

夢ある農村づくり

みどり  
水土里ネット みえ

就任のご挨拶 東海農政局 農村振興部長 渡邊雅彦	2
就任のご挨拶 三重県農林水産部 農業基盤整備・獣害担当次長 伊藤知昭	3
令和8年度 農業農村整備事業関係予算について	4
令和8年度 三重県農業農村整備事業予算の概要	10
水土里ネットみえ第69回通常総会開催	13
全国水土里ネット第68回通常総会開催	16
全国水土里ネット表彰式開催	17
三重県大区画化等推進協議会設立	18
農業農村整備事業に関する意見交換会（キャラバン）開催	20
令和9年度農業農村整備事業関係予算確保等要請	21
令和8年度土地改良関係団体若手職員基礎研修開催	24
三重の土地改良アラカルト	25
土地改良施設維持管理適正化事業について	26
多面的機能支払（農地・水・環境保全向上対策）の紹介	28
こちら「ため池保全サポートセンターみえ」です	30
事務局だより／支部活動報告	31
第22回「みえの農村風景」写真コンテスト審査会・表彰式開催	32
本会職員採用試験案内	34
職員紹介	36
第23回「みえの農村風景」写真コンテスト募集案内	39
水土里ネットみえ機構図	40



# 就任のご挨拶

東海農政局 農村振興部長

渡邊 雅彦



水土里ネットみえ会員の皆様におかれましては、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。

4月1日付で東海農政局農村振興部長を拝命いたしました渡邊雅彦と申します。

会員の皆様には、日頃から農業農村整備事業の推進及び農村地域の振興に多大なる御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

我が国の食料安全保障を巡るリスクが一層多様化・深刻化する中、新たな「食料・農業・農村基本計画」（令和7年4月閣議決定）及び「土地改良長期計画」（令和7年9月閣議決定）に基づき、将来にわたって持続可能で強固な食料供給基盤の確立を図るため、農業農村整備を計画的かつ総合的に推進することとしています。具体的には、農地の確保及び有効利用について、担い手への農地集積・集約化の推進に加え、地域計画と連携した農地の適正かつ効率的な利用の促進を図るとともに、農業生産基盤の整備・保全について、防災・減災、国土強靱化、気候変動への対応、スマート農業の実装、畑地化・汎用化も視野に入れた農業生産基盤の整備を推進します。また、農業水利施設の老朽化対策については、計画的な更新・長寿命化を進めるとともに、施設管理の省力化・高度化を図り、持続的な農業水利システムの構築を推進していくこととしています。さらに、「第1次国土強靱化実施中期計画」（令和7年6月閣議決定）が策定されるとともに、「経済財政運営と改革の基本方針2025」（令和7年6月閣議決定）には、新たな食料・農業・農村基本法に基づく初動5年間の農業構造転換集中対策期間において、コストの徹底的な低減に向けた農地の大区画化等を集中的・計画的に推進できるよう、機動的・弾力的な対応により別枠で必要・十分な予算を確保し、施策の充実強化・見直しを行うことが位置付けられました。

こうした背景を基に、農業農村整備事業関係予算につきましては、令和7年度補正予算で2,439億円が計上されるとともに、令和8年度当初予算4,504億円とあわせて、総額6,942億円が計上され、前年度予算と比べ442億円の大幅な増額となりました。厳しい財政状況の中、これだけの予算の増額が図られたのは、農業構造転換集中対策の別枠予算によるところも大きいとは思いますが、皆様からの農業農村整備事業に対する期待の表れでもあり、また、皆様方の御支援の賜物と深く感謝申し上げます。

そして三重県下では、農業構造転換集中対策における農地の大区画化を積極的に推進するため、三重県土地改良事業団体連合会に大区画化等推進協議会がいち早く設立されました。東海農政局といたしましても、各種補助事業予算を確実に確保し、こうした取組をしっかりと支援するとともに、管内の農業農村整備事業の円滑な推進を図り、農業生産性の向上や農業の競争力強化、国土強靱化と安全・安心で豊かな農村作りを推進してまいります。

結びに、三重県の農業農村のますますの御発展と会員の皆様の御健勝を祈念申し上げまして、就任の挨拶とさせていただきます。

# 就任のご挨拶



三重県農林水産部 農業基盤整備・獣害担当次長

伊藤 知昭

会員の皆さまにおかれましては、ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、三重県の農林水産行政の推進、とりわけ農業農村の振興に多大なるご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

本年4月より三重県農林水産部農業基盤整備・獣害担当次長を拝命いたしました伊藤知昭でございます。微力ではございますが、農林水産業の発展に全力を尽くす所存でございますので、一層のご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

農業および農村は、安全で安心な食料を安定的に供給することに加えて、県土の保全や災害の防止、美しい農村景観の形成、伝統文化の継承などの多面的機能を有しており、持続的な発展を支える基盤たる役割を果たしています。一方、世界に目を向けると、国際情勢の不安定化や気候変動の影響により、食料の安定供給への懸念が高まっています。国内においても農業・農村の現場が直面している、高齢化や人口減少、農業用施設の老朽化による維持管理労力やコストの増加、また近年頻発化・激甚化する自然災害のリスクが高まるなど、多くの問題を抱えています。

これらの情勢の変化に的確に対応するため、本県においては、国が推し進める「農業構造転換集中対策」による食料安全保障の確保や生産基盤強化、「第1次国土強靱化中期実施計画」における防災・減災対策の方向性を踏まえ、効果的に対策を推進してまいります。特に、「農業構造転換集中対策」では、農地の集積・集約化やスマート農業技術の導入の加速化による生産性向上を図るため、農地の大区画化等を推進するとともに、中山間地域においてきめ細かな整備を実施してまいります。また、頻発化・激甚化する自然災害への対応として、「第1次国土強靱化中期実施計画」に基づき、防災重点農業用ため池の防災・減災対策、農業水利施設の耐震化など対策に取り組んでまいります。さらに、流域治水の一環として、田んぼダムによる下流域の湛水被害リスクの低減や、ため池の洪水調節機能の発揮に向けて、農業者や市町等の皆さまとの連携をしっかりと図りながら取組を進めてまいります。

加えて、農村に人々が住み続けられるよう、生活環境の整備など安心できる暮らしの実現や、農山漁村の有する多面的機能の維持・発揮に向けた取組についても、推進してまいります。

こうした取組を着実に実施していくためには、会員の皆さまにご協力いただきますことが大変重要でありますので、引き続きご支援のほど、よろしく願いいたします。

結びになりますが、水土里ネットみえのご発展と会員の皆さまのご健勝とご活躍を祈念いたしまして、就任の挨拶とさせていただきます。

令和8年度

# 農業農村整備事業関係予算について

令和7年度補正予算が昨年12月16日に、令和8年度当初予算が4月7日に参議院本会議において可決、成立しました。

○農業農村整備事業関係予算の令和8年度当初予算は、前年度から40億円増の4,504億円です。

○また、防災・減災、国土強靱化対策、TPP等関連対策、食料安全保障対策及び構造転換集中対策として、令和7年度補正予算において2,439億円を計上し、これらの総額は6,942億円です。

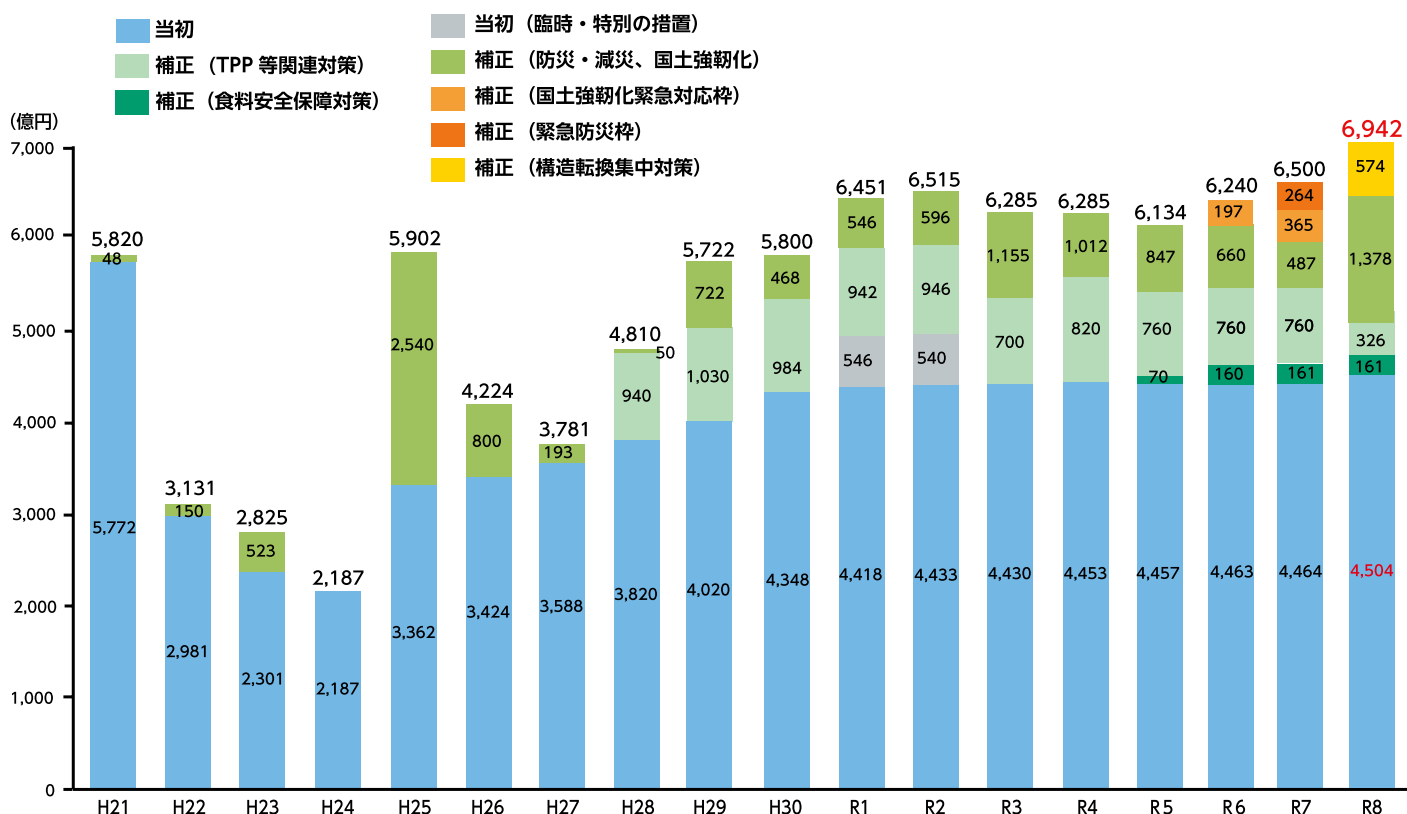
## 令和8年度予算等

(単位：億円)

	令和7年度 当初予算	令和8年度 当初予算 (前年度比) A	令和7年度 補正予算 B	合計 A+B
農業農村整備事業（公共）	3,331	3,365 (101.0%)	2,165	5,530
農業農村整備関連事業（非公共） （農地耕作条件改善事業 大区画化等加速化支援事業 畑作等促進整備事業 農業水路等長寿命化・防災減災事業 農業生産基盤情報通信環境整備事業 農山漁村振興交付金）	548	554 (101.2%)	274	828
農山漁村地域整備交付金（公共） （農業農村整備分）	584	584 (100.0%)	—	584
計	4,464	4,504 (100.9%)	2,439	6,942

注1：計数は四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがある。

## 農業農村整備事業関連予算の推移



農業農村整備関係事業／令和8年度 新規・拡充の概要(柱別)

農業構造転換集中対策期間内(R7-R11)の特別措置

○大区画化等加速化支援事業(非公共)

・都道府県単位の協議会を経由した、法人等の農業者が自ら施工することによる大区画化(簡易整備)等を支援する新事業(①農用地の区画拡大等に係る基盤整備、②調査・調整活動等に係るソフト事業、③協議会の事務費)を創設

○農業競争力強化農地整備事業※水利施設等保全高度化事業においても同様に拡充

・1ha以上の大区画整備を加速化するため「農業構造転換特別対策費」を創設。現在実施中の地区について、事業実施により下記要件を満たせば促進費からの移行が可能

国 費		定額(事業費の6.25%相当)	定額(事業費の9.4%相当)	定額(事業費の12.5%相当)※
要件	平坦地 (傾斜1/100未満)	√対象面積の1/2以上で1ha以上区画に整備 √集積率85%以上、集約化率80%以上	√対象面積の3/5以上で1ha以上区画に整備 √集積率85%以上、集約化率80%以上	√対象面積の2/3以上で1ha以上区画に整備 √集積率85%以上、集約化率80%以上
	平坦地以外 (傾斜1/100以上)	√対象面積の1/2以上で50a以上区画に整備 √集積率85%以上、集約化率90%以上	√対象面積の3/5以上で50a以上区画に整備 √集積率85%以上、集約化率90%以上	√対象面積の2/3以上で50a以上区画に整備 √集積率85%以上、集約化率90%以上

※事業費の12.5%相当のものについては、別途、農地中間管理権等の設定に係る要件を満たす必要。

○農地中間管理機構関連農地整備事業

・収益性要件の選択肢に「地区内の1/2以上が1ha以上の大区画となること」を追加。また、収益性要件の米の生産コストを9,600円→9,500円/60kgに見直し

○農業競争力強化農地整備事業

・中山間地域における面積要件について、地域計画の見直し及び集積・集約化率に係る要件を満たした場合に緩和(10ha以上→5ha以上)

・計画策定事業について、定額助成範囲を地域計画の見直しを行う地域に重点化した上で採択期間を延長(~R11)※し、助成対象に「フラッグシップ輸出産地の認定地域」を追加。また、計画策定事業において荒廃ハウス等の支障物撤去等を支援対象に追加  
※「水田高収益化計画の策定地域」については、R9年度の水田政策見直しのため1年間の延長(~R8)

・所有者不明農地の増大を踏まえ、計画策定前から財産管理制度の活用を可能にするとともに、換地業務における経費算定基準を改定

○国営農用地再編整備事業

・基盤整備(巨大区画化等)と営農技術(多収性品種等)の地域の実情に応じた最適な組み合わせによる米生産の低コスト化実証事業を創設(事業費の2%を上限)

○農業生産基盤情報通信環境整備事業(非公共)

・スマート農業技術の現場実装を加速化するため新事業を創設(農山漁村振興交付金「情報通信環境整備対策」は廃止)。LPWA等簡易な情報通信施設により実装可能な自動給水栓等の普及拡大のため事業費要件を見直し(800万円以上→200万円以上)

スマート農業、国内の需要等を踏まえた生産に対応した基盤整備

○国営かんがい排水事業

・「国営造成土地改良施設整備事業」における水管理施設の単独整備の採択期間を延長するとともに(~R12)、国営造成施設と一体不可分な県営造成施設等を事業対象に追加

・施設の耐震化において一体不可分な範囲の更新整備を事業対象に追加

○国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業

・「高リスクパイプライン緊急調査事業」を創設し、道路下の大口径パイプラインの詳細点検を緊急的に実施するとともに、事故の兆候が認められた場合には緊急防災等工事計画を策定(~R12)

○水利施設等保全高度化事業

・実施計画策定事業について、定額助成範囲を重点化した上で採択期間を延長(~R11)。また、「高リスクパイプライン緊急調査事業」を創設(~R12)

・小水力発電や高効率ポンプの設置等を支援する「農業水利施設省エネルギー化支援事業(促進費交付)」の採択期間を延長(~R11)

・流域治水の取組を推進するため、河川管理者へのデータ提供機器を整備する「緊急水管理システム整備事業」の定額支援を延長(~R12)

○土地改良区機能強化支援事業

・土地改良区の運営基盤強化を図るため、統合整備の支障となる不在地主(地区外組合員)の把握に必要な調査や、資格交替のための地元調整等の取組を支援対象に追加

農業水利施設の戦略的な保全管理

○国営総合農地防災事業

・国営事業実施中(かん排・農地再編を含む)の地区内に存在する防災重点農業用ため池を整備する「防災重点農業用ため池緊急整備加速化対策」を創設(~R12)。貯水容量5,000m<sup>3</sup>以上、地区内の国営造成施設等とともに水土里ビジョンに位置付けられていること等の要件を満たす場合に、急施の防災事業として緊急的に実施。

○農村地域防災減災事業

・実施計画策定等の定額助成及び国土強靱化対策として行うため池整備の受益面積要件を撤廃する措置を延長(~R12)

・施設の耐震化において一体不可分な範囲の更新整備を事業対象に追加

○農村整備事業

・河川改修等に伴う補償で造成された農道橋及び農道トンネルを対象施設に追加

農・農村の強靱化に向けた防災・減災対策

主な新規・拡充事項①

		事業概要	令和8年度拡充のポイント														
農地整備	直轄	<ul style="list-style-type: none"> <li>●国営農用地再編整備事業 400ha以上の農地整備 【国費率】2/3、促進費は50% (中山間55%)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●基盤整備（巨大区画化等）と営農技術（多収性品種等）の地域の実情に応じた最適な組み合わせによる米生産の低コスト化実証事業を創設（事業費の2%を上限）</li> </ul>														
	補助	<ul style="list-style-type: none"> <li>●農業競争力強化農地整備事業 20ha（中山間10ha：一定の要件を満たせば5ha）以上の農地整備 【国費率】50%（中山間55%） 30ha（中山間15ha）以上の草地整備 【国費率】50%</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●農業構造転換集中対策期間（令和7年度～11年度）において、農地の大区画化の割合、集積・集約化率等に応じて国費により農家負担を軽減する農業構造転換特別対策費を創設する。現在実施中の地区は、事業実施により下記要件を満たせば促進費からの移行が可能</li> </ul> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">国 費</th> <th>定額（事業費の6.25%相当）</th> <th>定額（事業費の9.4%相当）</th> <th>定額（事業費の12.5%相当）※</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">要件</td> <td>平坦地（傾斜1/100未満）</td> <td>√対象面積の1/2以上で1ha以上区画に整備 √集積率85%以上、集約化率80%以上</td> <td>√対象面積の3/5以上で1ha以上区画に整備 √集積率85%以上、集約化率80%以上</td> <td>√対象面積の2/3以上で1ha以上区画に整備 √集積率85%以上、集約化率80%以上</td> </tr> <tr> <td>平坦地以外（傾斜1/100以上）</td> <td>√対象面積の1/2以上で50a以上区画に整備 √集積率85%以上、集約化率90%以上</td> <td>√対象面積の3/5以上で50a以上区画に整備 √集積率85%以上、集約化率90%以上</td> <td>√対象面積の2/3以上で50a以上区画に整備 √集積率85%以上、集約化率90%以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>※事業費の12.5%相当のものについては、別途、農地中間管理権等の設定に係る要件を満たす必要。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●中山間地域型の面積要件を見直し（地域計画の見直し及び集積・集約化率に係る要件を満たした場合に緩和（10ha以上→5ha以上））</li> <li>●附帯事業として情報通信環境整備を実施可能に追加</li> <li>●計画策定事業について、定額助成範囲を地域計画の見直しを行う地域に重点化した上で採択期間を延長（～R11）※し、助成対象に「フラッグシップ輸出産地の認定地域」を追加。また、計画策定事業において荒廃ハウス等の支障物撤去等を支援対象に追加 ※「水田農業高収益化計画の策定地域」については、R9年度の水田政策見直しのため1年間の延長（～R8）</li> <li>●所有者不明農地の増大を踏まえ、計画策定前からの財産管理制度の活用を可能にする とともに、換地業務における経費算定基準を改定（草地畜産基盤整備事業）</li> <li>●事業実施計画策定に掛かる費用の定率助成上限額の1,000万円を撤廃</li> </ul>	国 費		定額（事業費の6.25%相当）	定額（事業費の9.4%相当）	定額（事業費の12.5%相当）※	要件	平坦地（傾斜1/100未満）	√対象面積の1/2以上で1ha以上区画に整備 √集積率85%以上、集約化率80%以上	√対象面積の3/5以上で1ha以上区画に整備 √集積率85%以上、集約化率80%以上	√対象面積の2/3以上で1ha以上区画に整備 √集積率85%以上、集約化率80%以上	平坦地以外（傾斜1/100以上）	√対象面積の1/2以上で50a以上区画に整備 √集積率85%以上、集約化率90%以上	√対象面積の3/5以上で50a以上区画に整備 √集積率85%以上、集約化率90%以上	√対象面積の2/3以上で50a以上区画に整備 √集積率85%以上、集約化率90%以上
		国 費		定額（事業費の6.25%相当）	定額（事業費の9.4%相当）	定額（事業費の12.5%相当）※											
		要件	平坦地（傾斜1/100未満）	√対象面積の1/2以上で1ha以上区画に整備 √集積率85%以上、集約化率80%以上	√対象面積の3/5以上で1ha以上区画に整備 √集積率85%以上、集約化率80%以上	√対象面積の2/3以上で1ha以上区画に整備 √集積率85%以上、集約化率80%以上											
			平坦地以外（傾斜1/100以上）	√対象面積の1/2以上で50a以上区画に整備 √集積率85%以上、集約化率90%以上	√対象面積の3/5以上で50a以上区画に整備 √集積率85%以上、集約化率90%以上	√対象面積の2/3以上で50a以上区画に整備 √集積率85%以上、集約化率90%以上											
<ul style="list-style-type: none"> <li>●農地中間管理機構関連農地整備事業 10ha（市町村営・中山間5ha）以上の農地整備 【国費率】50%（中山間55%）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●収益性要件の選択肢に「地区内の1/2以上が1ha以上の大区画となること」を追加。また、収益性要件の米の生産コストを9,600円→9,500円/60kgに見直し。</li> <li>●附帯事業として情報通信環境整備を実施可能に追加</li> </ul>																
<ul style="list-style-type: none"> <li>●農地耕作条件改善事業（非公共）農地整備 【国費率】50%（中山間55%）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●機構集積推進費における実施面積に係る要件を見直し（「主として水稻等の土地利用型作物を作付けしている地区においては、事業実施後の経営耕地面積が1ha以上の経営体が太宗を占めること」かつ「整備面積が5ha未満であること」に見直し）</li> <li>●物価変動を踏まえ定額助成単価を見直し</li> </ul>																
<ul style="list-style-type: none"> <li>●大区画化等加速化支援事業（非公共）農地整備 【国費率】定額</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●都道府県単位の協議会を経由した、法人等の農業者が自ら施工することによる大区画化（簡易整備）等を支援する新事業（①農用地の区画拡大等に係る基盤整備、②調査・調整活動等に係るソフト事業、③協議会の事務費）を創設</li> </ul>																

主な新規・拡充事項②

		事業概要	令和8年度拡充のポイント
農地整備	補助	●畑地帯総合整備事業 20ha(中山間10ha)以上の畑地、畑地かんがい施設整備等 【国費率】50%(中山間55%)	—
	補助	●畑作等促進整備事業(非公共) 畑地、畑地かんがい施設整備等 【国費率】50%(中山間55%)	—
農業水利	直轄	●国営かんがい排水事業 一般型3,000ha(畑1,000ha)、特別型500ha(畑100ha)以上 【国費率】2/3、基幹施設70%	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設の耐震化において一体不可分な範囲の更新整備を事業対象に追加</li> <li>農業用排水施設の「廃止」の対象施設に、現在は使用されなくなった施設を追加(事業対象となることを明確化)</li> <li>重要度及び緊急性の高い施設の末端支配面積要件を、受益地が畑の場合は100haから20haに緩和(国営造成土地改良施設整備事業)</li> <li>水管理施設の単独整備の採択期間を延長するとともに(～R12)、国営造成施設と一体不可分な県営造成施設等を事業対象に追加(低炭素農業水利システム構築事業)</li> <li>小水力発電や高効率ポンプの設置等を支援する促進費の採択期間延長(～R11)</li> </ul>
		●国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業 機能保全計画策定、技術高度化、権利設定、管理水準向上等 【国費率】100%	<ul style="list-style-type: none"> <li>「高リスクパイプライン緊急調査事業」を創設し、道路下の大口径パイプラインの詳細点検を緊急的に実施(事故の兆候が認められた場合には緊急防災等工事計画を策定)(～R12)</li> </ul>
	補助	●土地改良施設突発事故復旧・防止事業 【国費率】(直轄)2/3、基幹施設型70%、(補助)50%	—
		●水利施設整備事業 200ha(畑100ha)以上の水利施設整備 【国費率】50%(中山間55%)	<ul style="list-style-type: none"> <li>実施計画策定事業について定額助成範囲を重点化した上で採択期間を延長(～R11)</li> <li>また、「高リスクパイプライン緊急調査事業」を創設(～R12)</li> <li>小水力発電や高効率ポンプの設置等を支援する「農業水利施設省エネルギー化支援事業(促進費交付)」の採択期間を延長(～R11)</li> <li>流域治水の取組を推進するため、河川管理者へのデータ提供機器を整備する「緊急水管理システム整備事業」の定額支援を延長(～R12)</li> <li>大区画化等による生産コストの更なる低減を図る場合に交付する農業構造転換特別対策費を創設(農業競争力強化農地整備事業と同様の要件)</li> </ul>
		●水資源開発事業 3,000ha(畑1,000ha)以上の水利施設整備 【国費率】2/3、大規模70%、県営級50%	<ul style="list-style-type: none"> <li>農業水利施設の「廃止」の対象施設に現在は使用されなくなった施設を追加(事業対象となることを明確化)</li> <li>事業計画等検討調査に地上権設定等を追加</li> <li>特定事業先行調整費制度の対象事業に水路等施設を追加</li> </ul>
		●農山漁村地域整備交付金(歴史的施設保全事業) 歴史的な土地改良施設の機能維持・向上、保全・管理のための整備等 【国費率】50%	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象施設に「世界かんがい施設遺産」登録施設を追加するとともに、対象とする整備メニューに「適切な利用を図るための施設の整備」を追加</li> </ul>
	●農業水路等長寿命化・防災減災事業(非公共) 農業用排水施設の整備等 【国費率】50%(中山間55%)	—	

主な新規・拡充事項③

		事業概要	令和8年度新規・拡充のポイント
農地防災	直轄	<ul style="list-style-type: none"> <li>●国営総合農地防災事業 3,000ha以上の農地防災、300ha以上のため池整備 【国費率】2/3、基幹施設型70%</li> </ul>	(防災重点農業用ため池緊急整備加速化対策) ・国営事業実施中(かん排・農地再編を含む)の地区内に存在する防災重点農業用ため池を整備する「防災重点農業用ため池緊急整備加速化対策」を創設(～R12)。貯水容量5,000m <sup>3</sup> 以上、地区内の国営造成施設等とともに水土里ビジョンに位置付けられていること等の要件を満たす場合に、急施の防災事業として緊急的に実施
	補助	<ul style="list-style-type: none"> <li>●農村地域防災減災事業 ため池整備、湛水防除、地盤沈下対策、用排水施設整備等 【国費率】50%(大規模、中山間、緊急性の高いため池55%)</li> </ul>	・実施計画策定等の定額助成及び国土強靱化対策として行うため池整備(小規模)の受益面積要件を撤廃する措置を延長(～R12) ・地域防災機能増進事業において、施設の耐震化と一体不可分な範囲の更新整備を事業対象に追加
	補助	<ul style="list-style-type: none"> <li>●農業水路等長寿命化・防災減災事業(非公共) ため池整備、湛水防除、地盤沈下対策等 【国費率】50%(中山間55%)、ため池廃止は定額(上限あり)</li> </ul>	—
農村整備	補助	<ul style="list-style-type: none"> <li>●農村整備事業 農道、集落排水施設、営農飲雑用水施設等の整備(再編、強靱化等) 【国費率】50%(中山間55%)</li> </ul>	(農業集落排水施設整備事業) ・令和3年度に農山漁村地域整備交付金から農村整備事業に移行した地区及び令和5年度までにハード着手した地区であって、令和6年に発災し、激甚災害に策定された災害の被災市町村にあるものに限る、維持管理適正化計画の策定猶予期間を1年延長(農道・集落道整備事業) ・河川改修等に伴う補償で造成された農道橋及び農道トンネルを対象施設に追加(営農飲雑用水施設整備事業) ・施設単位での整備など、よりきめ細やかに対策が進むよう採択要件を明確化
	補助	<ul style="list-style-type: none"> <li>●中山間地域農業農村総合整備事業 農業生産基盤と生産・販売施設等の総合的な整備 【国費率】55%</li> </ul>	・実施計画策定事業の期間を現行1年以内から2年以内に延長 ・営農飲雑用水施設の更新に際して、災害時の早期機能確保も期待される、より小規模な用水システムを導入する場合において、戸数要件を現行の「10戸以上、末端2戸以上」から「末端2戸以上」へ見直す
	補助	<ul style="list-style-type: none"> <li>●農山漁村地域整備交付金(通作条件整備) 農道の整備 【国費率】50%(中山間55%) (農村集落基盤再編・整備事業) 営農飲雑用水施設の整備 【国費率】50%(中山間55%)</li> </ul>	(通作条件整備) ・河川改修等に伴う補償で造成された農道橋及び農道トンネルを対象施設に追加(農村集落基盤再編・整備事業) ・営農飲雑用水施設の更新に際して、災害時の早期機能確保も期待される、より小規模な用水システムを導入する場合において、戸数要件を現行の「10戸以上、末端2戸以上」から「末端2戸以上」へ見直す
	補助	<ul style="list-style-type: none"> <li>●農業生産基盤情報通信環境整備事業(非公共) 光ファイバ・無線基地局等の整備 【国費率】50%(中山間55%)、調査計画は定額</li> </ul>	・スマート農業技術の現場実装を加速化するため新事業を創設(農山漁村振興交付金「情報通信環境整備対策」は廃止) ・情報通信分野の知見を持つ人材を育成する取組への支援を強化するため、都道府県土連が主体となって実施する情報通信分野の研修開催費用を支援 ・LPWA※等簡易な情報通信施設により実装可能な自動給水栓等の普及拡大のため事業費要件を見直し(800万円以上→200万円以上) ※通信は低速だが少ない電力で広範囲に電波を届けることができる通信規格

主な新規・拡充事項④		
	事業概要	令和8年度拡充のポイント
施設管理	直轄	
	●直轄管理事業【国費率】77.5%	—
	●基幹水利施設管理事業 【国費率】30%、40%、流域治水対策実施施設 1/3	—
	●水利施設管理強化事業 (一般型) 国造施設・関連施設の維持管理費を助成 【国費率】実質 19% 等 (連携管理保全型) 水土里ビジョンに位置付ける国造施設・関連施設の維持管理費を助成 【国費率】25% (特別型)①流域治水対策、②濁水・高温対策、③特定外来生物対策に係る諸経費を助成 【国費率】50%	(特別型) ・濁水・高温対策において、緊急の対応が必要な場合に交付決定前着手が可能となるよう、事業採択手続の運用を見直し
	●土地改良施設維持管理適正化事業 土地改良施設の定期的整備補修、防災・減災等のための施設整備 【国費率】30%、40%、50%	—
●土地改良区機能強化支援事業 「水土里ビジョン」の策定、統合整備の推進、施設管理、運営改善対策、研修・人材育成等 【国費率】50%、定額	・土地改良区の運営基盤強化を図るために統合整備の支障となる不在地主（地区外組合員）の把握に必要な調査や、資格交替のための地元調整等の取組を支援対象に追加	



令和 8 年度

## 三重県農業農村整備事業予算の概要

令和8年度は、県政運営の中期戦略計画である「みえ元気プラン」の最終年度となります。「みえ元気プラン」に掲げためざす姿の実現に向け取り組んできた現行計画の検証を行うとともに、取組の成果を県民の皆さんに実感していただけるよう、効果的な取組を展開していきます。

本県の農林水産業は、人口減少に伴う国内市場の縮小や農林漁業者の減少・高齢化が進むなか、食料の安定的な供給に向けて、地球温暖化などの気候変動に対応した生産、労働力不足の解消や生産性向上を実現するためのスマート技術の実装、生産の持続性を高めるための環境負荷の低減など、多くの課題に直面しています。

また、世界的な食料需要の増加に加え、原油や飼料を中心とした生産資材価格の高騰、国家間紛争や各国の通商政策の変化等による国際情勢の不安定化により、食料の安定供給に対するリスクが高まっていることから、国内における食料自給力の強化に向けた取組が重要となっています。

このため、生産体制・生産基盤の整備、担い手の確保・育成、農山漁村の振興に向けた取組や、食料・農業・農村基本法に基づく農業構造転換集中対策期間における担い手への農地の集積・集約化およびスマート技術の導入等を計画的に推進することが必要となっています。

一方、近い将来の発生が危惧されている南海トラフ地震や気候変動の影響により頻発化・激甚化する豪雨災害などの大規模災害に備えるため、「第1次国土強靱化実施中期計画（令和7年6月策定）」に基づく施策を活用し、ソフト、ハードの両面から農山漁村地域の防災・減災対策を強化していくことも必要となっています。

これらのことを踏まえ、本県の農業農村整備につきましては、「三重県農業農村整備計画（令和8年3月改定）」に位置づけた3つの整備方針（1）農業生産性の向上、（2）安全・安心な農村づくり、（3）活力ある持続可能な農村の振興に係る取組を進めてまいります。

### （1）農業生産性の向上

消費者のニーズに応え、安全で安心な食料を安定的に供給できる戦略的な農業経営をめざし、大規模営農に取り組む担い手や集落営農組織の確保・育成を進めるとともに、「農業構造転換集中対策期間」における別枠予算を有効に活用しながら、農業の持続的な発展に向け、担い手への農地集積・集約化や高収益作物への転換が図れるよう、スマート農業に適した農地の大区画化や農業用用水路のパイプライン化等の生産基盤の整備、農業水利施設の保全管理を進めます。

（主な事業）

- ・高度水利機能確保基盤整備事業
- ・基幹農業水利施設ストックマネジメント事業 など



ほ場の大区画化（鈴鹿市）



農業水利施設の長寿命化（伊賀市）

## (2) 安全・安心な農村づくり

大規模地震や集中豪雨等による農業・農村における被害を防止し、安全で安心な農村づくりに向けて、「第1次国土強靱化実施中期計画（令和7年6月策定）」に基づく予算を有効活用しながら、老朽化した農業用ため池の改修や、地域排水の一翼を担う排水機場の耐震対策および長寿命化、地すべり対策、農地海岸保全施設の整備などの事業を実施します。

（主な事業）

- ・県営ため池等整備事業
- ・農村地域排水対策事業 など



農業用ため池整備（御浜町）



排水機場の整備（志摩市）

## (3) 活力ある持続可能な農村の振興

中山間地域等の条件不利を解消するため、農業用排水施設や農道等の生産基盤整備と農業集落排水施設や集落道路等の農村生活環境整備を総合的かつ重点的に整備することで、中山間地域等を支援します。

（主な事業）

- ・県営中山間地域総合整備事業
- ・団体営農業集落排水整備促進事業 など



中山間地域の農道の整備（多気町）



集落排水施設の整備（伊賀市）

令和8年度 農業農村整備関係県予算(公共分)

単位(千円・%)

区分	事業別	令和7年度 当初予算	令和8年度 当初予算	対前年度率
国 補 公 共	<b>かんがい排水事業</b>	<b>(1,387,187)</b> <b>1,060,652</b>	<b>(1,534,034)</b> <b>940,638</b>	<b>(110.6%)</b> <b>88.7%</b>
	県営かんがい排水事業費	(52,500) 52,500	(73,000) 10,500	(139.0%) 20.0%
	基幹農業水利施設ストックマネジメント事業費	(1,124,851) 814,476	(1,163,927) 657,871	(103.5%) 80.8%
	団体営かんがい排水事業費	(209,836) 193,676	(297,107) 272,267	(141.6%) 140.6%
	<b>農道整備事業</b>	<b>(262,000)</b> <b>159,300</b>	<b>(424,200)</b> <b>298,200</b>	<b>(161.9%)</b> <b>187.2%</b>
	命と暮らしを守る農道保全対策事業費	(262,000) 159,300	(424,200) 298,200	(161.9%) 187.2%
	<b>担い手育成基盤整備事業(旧:ほ場整備事業)</b>	<b>(3,367,978)</b> <b>1,430,232</b>	<b>(3,148,651)</b> <b>1,654,034</b>	<b>(93.5%)</b> <b>115.6%</b>
	高度水利機能確保基盤整備事業費	(3,367,978) 1,430,232	(3,148,651) 1,654,034	(93.5%) 115.6%
	<b>環境整備事業</b>	<b>(1,063,408)</b> <b>754,603</b>	<b>(1,050,242)</b> <b>823,362</b>	<b>(98.8%)</b> <b>109.1%</b>
	団体営農業集落排水整備促進事業費	(269,470) 198,013	(256,552) 179,992	(95.2%) 90.9%
	県営中山間地域総合整備事業費	(749,838) 512,490	(707,770) 557,450	(94.4%) 108.8%
	団体営中山間地域総合整備事業費	(5,700) 5,700	(0) 0	(皆減) 皆減
	団体営農村振興総合整備事業費	(38,400) 38,400	(85,920) 85,920	(223.8%) 223.8%
	<b>農地防災事業</b>	<b>(6,676,566)</b> <b>4,035,728</b>	<b>(7,707,094)</b> <b>3,569,334</b>	<b>(115.4%)</b> <b>88.4%</b>
	県営ため池等整備事業費	(2,701,990) 1,512,840	(3,687,500) 1,393,500	(136.5%) 92.1%
	団体営ため池等整備事業費	(883,388) 485,388	(914,353) 770,478	(103.5%) 158.7%
	地すべり対策事業費	(49,333) 34,045	(46,736) 21,451	(94.7%) 63.0%
	海岸保全施設整備事業費	(189,000) 189,000	(168,000) 168,000	(88.9%) 88.9%
	農業用施設アスベスト対策事業費	(94,500) 52,500	(70,200) 53,150	(74.3%) 101.2%
	海岸漂着物等処理推進事業費	(7,455) 7,455	(7,455) 7,455	(100.0%) 100.0%
	農村地域排水対策事業費	(2,750,900) 1,754,500	(2,812,850) 1,155,300	(102.3%) 65.8%
	<b>施設管理事業</b>	<b>(66,412)</b> <b>66,412</b>	<b>(66,412)</b> <b>66,412</b>	<b>(100.0%)</b> <b>100.0%</b>
	安濃ダム緊急施設整備事業費	(66,412) 66,412	(66,412) 66,412	(100.0%) 100.0%
<b>国補公共 計</b>	<b>(12,823,551)</b> <b>7,506,927</b>	<b>(13,930,633)</b> <b>7,351,980</b>	<b>(108.6%)</b> <b>97.9%</b>	
県 単 公 共	県単土地基盤整備事業費	100,462	107,480	107.0%
	県単農村地域防災減災事業費	668,040	835,790	125.1%
	県単基幹水利施設緊急調査・補修事業費	5,885	5,885	100.0%
	国営等関連特別県単事業費	500	500	100.0%
	農業・農村における生物多様性保全対策事業費	500	500	100.0%
	県単土地改良施設整備事業費	3,093	3,093	100.0%
	<b>県単公共 計</b>	<b>778,480</b>	<b>953,248</b>	<b>122.4%</b>
<b>総 計</b>	<b>(13,602,031)</b> <b>8,285,407</b>	<b>(14,883,881)</b> <b>8,305,228</b>	<b>(109.4%)</b> <b>100.2%</b>	

上段カッコは前年度の国補正予算含み事業費(16カ月予算)

# 水土里ネットみえ 第69回通常総会を開催しました



開会挨拶をする末松会長



一見三重県知事による祝辞



秋葉東海農政局長による祝辞



辻内三重県議会環境生活農林水産常任委員会委員長による祝辞

本会の第69回通常総会が去る3月23日(月)午後1時30分より津市の「ホテルグリーンパーク津 伊勢の間」において開催しました。

総会には、一見勝之三重県知事、秋葉一彦東海農政局長、辻内裕也三重県議会環境生活農林水産常任委員会委員長、柗屋典子三重県農林水産部長を始め、県の幹部職員の方を来賓として迎え、会員多数の出席を得て開催しました。

開会にあたり、末松則子会長より、数年来続く不安定な国際情勢に加え2月末からの中東情勢の悪化による更なる物価高騰など厳しさが増すなか、食料安全保障の強化や国土強靱化を継続的に推進していくことが求められており、土地改良事業の計画的・安定的な実施が大変重要である。本会としては国・県や会員の皆様と連携を図り、地域農業の持続的発展と魅力あふれる農業・農村の実現、更に農地・農業用水等の地域資源を良好な状態で次世代に継承していくため更なるご支援とご協力をお願いしたいとの挨拶がありました。

次に、一見知事、秋葉局長、辻内委員長よりご祝辞をいただき、引き続き進藤全国水土里ネット会長会議顧問からのお祝いのメッセージ、ご臨席された来賓の方々の紹介、そして祝電が披露されました。

その後、土地改良功労者表彰に移り、土地改良事業の推進に多大なる功績のあった17名の方々(後記1)を紹介し、表彰状と記念品が授与されました。

議事では、栄土地改良区の岩寄功理事長を議長に選任し、上程された議案(後記2)の第1号議案から第4号議案については原案どおり承認され、第5号議案の理事・監事の補欠選任については、本会の定款に基づき、支部から選ばれた詮衡委員が協議し、その後、総会で三輪一雅木曾岬町長、小黑敏克中勢用土地改良区理事長、下村由美子明和町長が理事に、和田浩一志南部用土地改良区理事長が監事に満場一致で承認されました。なお、任期は令和10年3月31日をもって満了します。

そして、藤本専務理事から県下の土地改良事業のより一層の推進を図るための決議文が読み上げられ、6項目(後記3)が満場一致で採択され、今後、国や県に強く要請すると報告されました。閉会挨拶では、辻村副会長が、食料・農業・農村基本法の改正を踏まえた食料・農業・農村基本計画や土地改良長期計画に基づく農業構造転換集中対策の施策に積極的に貢献し、皆様方と共に歩みを進め、鋭意取り組んでいくことを呼びかけ、総会は盛会裏に終了しました。



土地改良功労者として表彰された皆さん



代表として表彰状を授与された神部松阪東黒部土地改良区理事長

(後記1)

三重県土地改良事業団体連合会会長表彰

氏名	所属団体	役職名
いとう みよし 伊藤三好	七取土地改良区	理事長
あたご かつしげ 愛宕勝重	員弁地区土地改良区	理事
おおた ひろむ 太田博	員弁川用水第二土地改良区	監事
かとう みつお 加藤光雄	木曾岬町土地改良区	総括監事
まつだ あやこ 松田あや子	三重用水土地改良区	会計主任兼庶務課長
や だちょうえい 矢田長衛	菰野町土地改良区	理事
てんげいじ こういち 天花寺公一	白山町土地改良区	監事
かさい やすお 笠井泰雄	久居市風早池土地改良区	総代
じんぶ あきかず 神部明和	松阪東黒部土地改良区	理事長

氏名	所属団体	役職名
のぐち おさかず 野口長一	宮川左岸第二土地改良区	理事
まつ おしげ 松尾臣悦	宮川左岸第二土地改良区	総括監事
せ いくち さちお 世古口幸雄	宮川右岸御蘭土地改良区	理事長
せ いくち ともひさ 世古口友久	伊勢市黒瀬土地改良区	副理事長
みや けいよつぐ 三宅清嗣	有滝土地改良区	監事
さかもり ひろゆき 坂森寛之	青蓮寺用水土地改良区	係長
あさひ よしひろ 旭善宏	名張市土地改良区	会計担当理事
はまぐち こうき 濱口幸喜	御浜土地改良区	理事



総会の様子



閉会挨拶をする辻村副会長

(後記2)

第69回通常総会提出議案

- 第1号議案 令和6年度事業報告、同一般会計収支決算並びに同財産目録の承認について
- 第2号議案 令和7年度一般会計収支補正予算の承認について
- 第3号議案 定款・規約の変更について
- 第4号議案 令和8年度事業計画、同賦課金の賦課基準並びに徴収方法、同一般会計収支予算、同借入金の限度額並びに借入方法、同預入金融機関及び同役員報酬の議決について
- 第5号議案 理事・監事の補欠選任について

第69回総会での決議

(後記3)

決議

一、農業の競争力強化及び生産性向上を図るため、農地の集積・集約化、コストの低減に向けた水田の大区画化、パイプライン化等の農地整備をはじめとするスマート農業やGXの展開への対応など、地域の状況に即した各種対策の推進

一、南海トラフ地震が危惧される中、各地で頻発する豪雨や地震による大規模災害、農業インフラの老朽化による突発事故等を踏まえ、農村地域の国土強靱化を図るため、豪雨・耐震化等の防災・減災対策や老朽化した農業水利施設の長寿命化対策の推進

特に、ため池関連の法律を踏まえた防災重点農業用ため池の適切な管理と計画的な整備の推進

一、中山間地域等のそれぞれの特色を活かした生産基盤整備や生活環境整備の推進

一、農業・農村のもつ多面的機能の維持・発揮を図るため、多面的機能支払制度等の推進

一、土地改良法の適切な実施を図るため、公益的な役割を持つ土地改良区の運営基盤強化や地域における農業水利施設の適切な保全管理に対する支援の推進

一、右記事業の着実な推進を図るための十分な予算の確保と、農家負担軽減へ向けての一層の取組み

令和八年三月二十三日

三重県土地改良事業団体連合会 第六十九回通常総会

# 全国水土里ネット 第68回通常総会開催

全国水土里ネット第68回通常総会が、去る3月25日（水）午後1時より東京都千代田区平河町の全国都市会館2階大ホールで開催され、本会からは藤本専務理事が出席しました。

開会にあたり、二階俊博会長より挨拶があり、議事では定款の一部改正、令和7年度一般会計補正予算、令和8年度事業計画及び一般会計予算など11議案が審議され、全て原案どおり承認されました。また、役員候補の補欠選任では、熊川 栄氏（水土里ネット群馬会長）と宮崎雅夫氏（学識経験者）が新たに理事に選任されました。

最後に、室本専務理事から土地改良事業のより一層の推進を図るための決議文8項目を読み上げられ、満場一致で採択され、閉会しました。

## 決 議

- 一 食料・農業・農村基本計画や土地改良長期計画に基づき初動5年間で農業の構造転換を集中的に実施するとともに、国土強靱化実施中期計画に基づいた取組を一層推し進めるため、農業・農村を支え、守り、我が国の食料安全保障の確保に欠かせない土地改良事業をスピード感を持って推進できるように、当初及び補正予算とあらゆる機会において、別枠を含めた必要な予算をしっかりと確保すること。その際、地方公共団体の負担軽減のための一層の支援策を講じること。
- 二 土地改良法の改正を受けて、制度の趣旨及び内容の十分な浸透を図ること。また、水土里ビジョンの作成を始めとする農地・農業用水等の地域資源を次世代につなごうとする土地改良区や土地改良事業団体連合会、市町村等の取組への支援や地方財政措置の充実に努めること。
- 三 農業の構造転換を行い、国内の農業生産を増大させ食料自給力を確保するため、地域計画に基づく担い手への農地の集積・集約化、高収益作物の生産拡大、麦・大豆等の本作物化、スマート農業の導入やほ場周りの管理の省力化を促し生産向上に資する大区画化、中山間地域におけるきめ細かな整備等の農地整備と情報通信環境の整備を推進すること。
- 四 大規模災害からの復旧・復興や再度災害防止の取組を早急に進めるとともに、農地復旧についての農家負担の軽減に配慮すること。併せて、農村地域の国土強靱化のため、基幹から末端に至るまでの農業水利施設の更新・長寿命化や、豪雨・地震対策等を推進すること。
- 五 自然的、社会的、経済的な情勢変化を踏まえ、高い公共性・公益性を有し、食料の安全保障の確保に貢献している土地改良施設の維持管理に対する支援を充実させること。
- 六 農村地域を支えている多面的機能支払や中山間地域等直接支払について、活動組織の体制強化や支援範囲の拡大等を図るため、更なる制度の拡充及び必要な予算の確保を行うこと。
- 七 ICT、AI等を活用して、土地改良施設の管理の省力化・高度化等を図る取組を推進するとともに、中小規模の土地改良区を対象とした合併など、食料安全保障を支える土地改良区の運営基盤強化に対する支援を推進すること。
- 八 右記事項の推進に当たり、発注体制や施工業者の受注環境の整備等の事業の執行体制の充実に努めるとともに、水土里ネットが有する技術、経験などを十分発揮できるように配慮すること。

令和八年三月二十五日

全国土地改良事業団体連合会 第六十八回通常総会

# 全国水土里ネット表彰式開催



二階全国水土里ネット会長 主催者挨拶



鈴木農林水産大臣 来賓挨拶

全国水土里ネット通常総会閉会后、場所を東京都千代田区平河町のシェンバハ・サボーに移し、第67回全国土地改良功労者表彰式及び農業農村整備優良地区コンクール表彰式が開催されました。

式典では、二階全国水土里ネット会長の主催者挨拶に続き、鈴木憲和農林水産大臣、進藤金日子参議院議員（全国水土里ネット会長会議顧問）より来賓を代表し祝辞をいただきました。

引き続き、表彰状授与に入り、土地改良功労者表彰では功績のあった土地改良区等の団体並びに個人に対する表彰として、団体表彰では農林水産大臣表彰5地区、農村振興局長表彰2地区、全土連会長表彰50団体、個

人表彰では全土連会長表彰117名が栄ある賞を受賞されました。

また、農業農村整備優良地区コンクール表彰式では、「農業振興部門」では農林水産大臣賞2地区、農村振興局長賞4地区、全国水土里ネット会長賞7地区が、「中山間地域等振興部門」では農林水産大臣賞2地区、農村振興局長賞3地区、全国水土里ネット会長賞3地区が受賞されました。

本県からは団体表彰では1土地改良区、個人表彰では3名の方が受賞されました。栄えある受賞を心からお祝い申し上げます。なお、農業農村優良地区コンクールでは、該当地区はありませんでした。

## 【県内で受賞された土地改良功労者等表彰（団体及び個人）】

区 分	受賞団体並びに受賞者
全土連会長賞	団体 つだ 津田土地改良区（多気郡多気町）
	個人 かとう たかし 加藤 隆（前 木曾岬町土地改良区理事長 前 三重県土地改良事業団体連合会 理事）
	もり けいじ 森 圭司（宮川用水土地改良区 事務局長）
	かわせ ちかこ 川瀬 ちか子（阿山町土地改良区 職員）



進藤全国水土里ネット会長会議顧問 来賓挨拶



二階全国水土里ネット会長（前列中央）を囲んでの記念撮影（前列左から宮川用水土地改良区森事務局長、津田土地改良区築地理事長、全国水土里ネット二階会長、木曾岬町土地改良区加藤前理事長、阿山町土地改良区川瀬職員、後列本会藤本専務理事）

# 三重県大区画化等推進協議会が設立されました

食料・農業・農村基本計画（令和7年4月11日閣議決定）において、米の生産コストの低減を図るための政策の1つに「農地の大区画化」が位置付けられています。

また、これを受けた土地改良長期計画（令和7年9月12日閣議決定）では、講ずべき施策として「担い手への農地の集積・集約化及びスマート農業技術の導入による生産コストの低減を図るための農地の大区画化」が位置付けられました。

このため、国は「食料・農業・農村基本計画」に基づく農業の構造転換、農業者の所得向上を実現するため、令和7年度から令和11年度までの5箇年を農業構造転換集中対策期間として、農地の集積・集約化や、スマート農業技術の導入に向けた農地の大区画化等の支援を強化しています。

この施策に基づき創設された「大区画化等加速化支援事業」の推進により、県内の農用地の大区画化等を促進し、農業の生産性向上を図る目的で、三重県大区画化推進協議会が令和8年3月27日に設立されました。

## ○大区画化等加速化支援事業とは

農業構造転換を推進し、生産性の向上を図るため、法人等の農業者が自ら行う（外注も可）畦畔除去等の簡易整備による農地の大区画化等の取組を支援する事業です。

<事業主体は>

農業者個人、土地改良区、  
多面的機能支払交付金の活動組織 など

<対象の農地は>

農振農用地区域のうち、地域計画を策定した区域

※例外：市街化調整区域の農用地において、一定の条件を満たす場合は対象となります。

<実施の要件は>

農用地の区画拡大を実施すること

※拡大する区画規模の要件はありません。

<助成額は>

定額助成（以下に事業内容・助成単価等を記載）

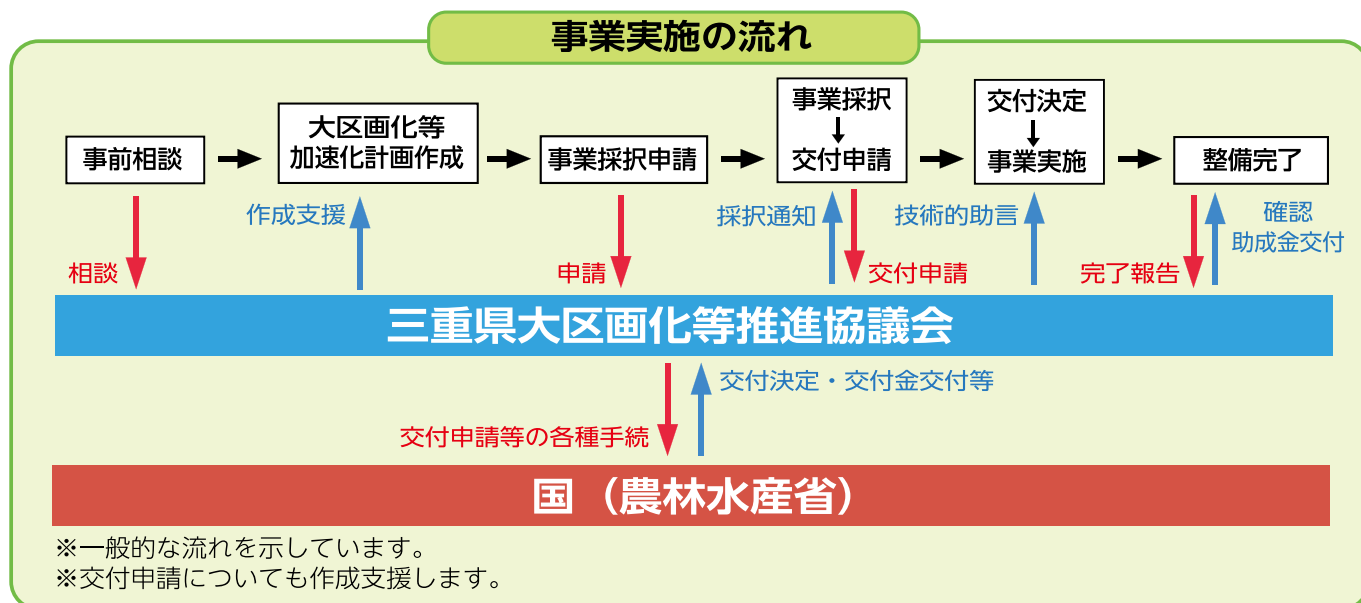
※実際の交付額は、国が定めた助成単価と、実績から算出する所要額を比較して、安価な方を上限に交付します。

<事業の特徴は>

- ①定額助成（上限あり）
- ②従来の事業のような事業費や受益農業者の数、実施面積に係る要件はありません。
- ③農地の区画拡大に併せて、暗渠排水や湧水処理、更新する必要のある用水路等の整備も実施可能です。
- ④工事費とは別に権利関係等の調査・調整や工事のための測量設計、スマート農業の導入（機器のリース等）に活用できる経費の交付も受けられます。

<実施の流れとサポート体制>

「三重県大区画化等推進協議会」では、大区画化等加速化支援事業の実施にあたり、事業実施主体となる方からの相談に随時対応し、事前相談から工事完了までの各プロセスにおけるサポートを行います。



○大区画化等加速化支援事業の助成単価

ハード事業のメニューを抜粋して記載しています。

(全てのメニュー・助成額を確認されたい場合は、農林水産省ホームページをご覧ください。)

ハード事業	事業内容				助成単価 (上限)		
	条件	ほ場の高低差	表土扱い	自力施工	通常	集約化 <sup>※1</sup> する場合	大区画化 <sup>※2</sup> する場合
1. 農用地の区画拡大	畦畔除去、水路変更、均平作業等による区画の拡大						
	ア 水路変更なし	10cmを超える <sup>※3</sup>	行う	全て	20万円/10a	24万円/10a	26万円/10a
				全て以外	27.5万円/10a	33万円/10a	36万円/10a
		10cmを以下	行わない	全て	6万円/10a	7万円/10a	7.5万円/10a
				全て以外	7万円/10a	8万円/10a	9万円/10a
畦畔除去のみ				4万円/100m	4.5万円/100m	5万円/100m	
2. 暗渠排水	吸水渠(本暗渠管)の間隔が10m以下の暗渠排水の新設						
	ア バックホウ施工	行う	全て	16.5万円/10a	19.5万円/10a	21.5万円/10a	
			全て以外	22.5万円/10a	27万円/10a	29.5万円/10a	
	イ トレンチャ施工	行わない	全て	13.5万円/10a	16万円/10a	17.5万円/10a	
全て以外			18万円/10a	21.5万円/10a	23.5万円/10a		
3. 湧水処理	湧水処理のための暗渠管等の新設						
	/	行う	全て	17万円/100m	20万円/100m	22万円/100m	
			全て以外	24万円/100m	28.5万円/100m	31.5万円/100m	
	/	行わない	全て	16.5万円/100m	19.5万円/100m	21.5万円/100m	
全て以外			23万円/100m	27.5万円/100m	30万円/100m		
4. 更新整備	更新する必要がある用水路等の整備						
	用水路	/	全て	10.5万円/10m	12.5万円/10m	13.5万円/10m	
			全て以外	15万円/10m	18万円/10m	19.5万円/10m	
	排水路	/	全て	20.5万円/10m	24.5万円/10m	27万円/10m	
全て以外			28万円/10m	33.5万円/10m	36.5万円/10m		

※1 同一の担い手の経営等農用地が畦畔等で接続され、1ha以上の集りになっているものをいいます。

※2 本事業では、区画拡大後の1枚の農用地の面積が1ha以上であるものをいいます。(拡大前の面積は不問)

※3 ほ場の高低差が10cmを越えていて、表土扱いを行わない場合は、「10cm以下・表土扱いを行わない」の助成額。

○大区画化等加速化支援事業のお問合せ



畦畔をなくしたいな...  
大区画化等推進協議会に  
相談してみよう!

※ご興味がある方は、気軽に問合せ先にご照会ください

電話やFAX等でご照会ください。おつて事務局から連絡いたします。

三重県大区画化等推進協議会

事務局：三重県土地改良事業団体連合会 農村整備課

Tel.059-226-4825 Fax.059-225-7332

※電話は平日8:30～17:00 Faxならいつでも受付

【問合せ時にお伝えいただきたいこと】

- ① お名前(法人の場合は法人名もお伝えください)
- ② 連絡先[電話番号、Eメール]
- ③ 区画拡大を行う農地の場所[市町名、大字](わかれば、地域計画が策定された地域かをお伝えください)
- ④ 知りたいこと[・申請方法 ・支援メニュー ・事業の進め方 ・その他(具体的にお伝えください)]
- ⑤ 興味のあるメニュー[・区画拡大 ・畦畔除去 ・暗渠排水 ・その他(具体的にお伝えください)]

## 農業農村整備事業に関する意見交換会(キャラバン)が開催されました



農林水産省小野寺調査官



農林水産省中西課長補佐



説明会の様子

1月30日(金)に三重県庁講堂において、農林水産省による「農業農村整備に関する予算説明会および意見交換会(キャラバン)」が農林水産省農村振興局整備部水資源課 小野寺文彦調査官、設計課 中西大介課長補佐、同省東海農政局農村振興部 實井正樹部長他、県・市町担当者、県内水土里ネット役職員、総勢87名の出席を得て開催されました。

まず、予算説明会では農林水産省の小野寺調査官より挨拶があり、その後中西課長補佐から令和8年度農業農村整備事業関係予算、情報通信を活用した取り組みや支援、新規事業の紹介や拡充内容等についての情報提供がありました。

その後、質疑応答では、出席者から荒廃したハウス等の施設の改修・撤去に要する経費負担、渇水・高温時に稼働した既設ポンプの運転経費の財的支援、頭首工の改修に伴う事業制度に関する質問・意見があり、その都度小野寺調査官や中西課長補佐からの的確な回答を得、有意義な予算説明会となりました。

引き続き、意見交換会に移り、農林水産省から小野寺調査官と中西課長補佐、同省東海農政局から實井部長と澤田地方参事官他、県から湯浅農林水産部次長他、本会か

ら藤本専務理事他関係者総勢17名で行われました。

今後の予算の見通しと新たな水田施策について、創設された大区画化等加速化事業に伴う大区画化等推進協議会の運営への助言・指導に対しての意見・要望が出されました。



説明会の様子



意見交換会の様子

令和9年度

# 農業農村整備事業関係予算確保等を要請しました

本会 末松則子会長は、令和9年度農業農村整備事業関係予算確保等を求め、農林水産省、財務省並びに関係機関に対して、要請活動を行いました。

○5月8日(金)に東海農政局へ本会藤本専務理事、事務局で要請活動を行いました。

## 【要請先】

東海農政局	局長	秋葉 一彦
	局次長	福井 逸人
農村振興部	部長	渡邊 雅彦



秋葉局長への要請



要請書をもとに意見交換

○5月13日(水)に県内選出の川崎衆議院議員、石原衆議院議員の同行のもと、農林水産省、財務省、関係国会議員並びに全国水土里ネットへ要請活動を行いました。

## 【要請先】

衆議院議員	石原 正敬		
衆議院議員	世古 万美子		
農林水産省	農村振興局	局長	松本 平
農林水産省	農村振興局	局次長	青山 健治
農林水産省	農村振興局	整備部長	石川 英一
財務省	主計局	次長	中山 光輝
全国水土里ネット		専務理事	室本 隆司

当日、不在のため秘書へ提出しました。

衆議院議員	田村 憲久
衆議院議員	川崎 ひでと
衆議院議員	鈴木 英敬
参議院議員	山本 佐知子



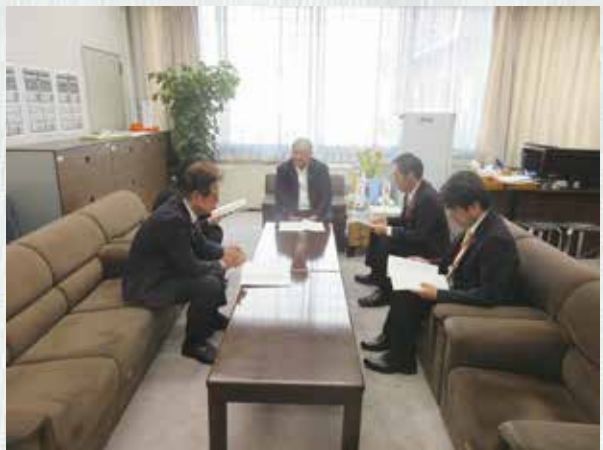
石原正敬衆議院議員への要請



世古万美子衆議院議員への要請



松本農村振興局長への要請



要請書をもとに意見交換



青山農村振興局次長への要請



要請書をもとに意見交換



石川農村振興局整備部長への要請



要請書をもとに意見交換



中山主計局次長への要請



要請書をもとに意見交換

●要請した内容

食料安全保障の強化と農業の持続的発展を図るため、地域の要望に十分応えられる**農業農村整備事業予算を安定的に確保すること。**

また、初動5年間の農業構造転換集中対策期間において、生産基盤整備によるさらなる生産性向上を進めるため、**必要な予算を継続的・安定的に別枠で確保すること。**

さらに、防災・減災、国土強靱化の取組みを強力かつ計画的に推進するため、**第1次国土強靱化実施中期計画に基づく施策に必要かつ十分な予算を、継続的・安定的に確保すること。**

農業水利施設の維持管理を支援する**水利施設管理強化学業の対象施設の拡大を図り、土地改良区の運営基盤強化に資する維持管理費の軽減等に対する支援制度を創設すること。**また、**資材価格・人件費等の高騰に対する支援を図ること。**

農業水利施設を将来にわたり適切に管理・保全を確保するためには、連携管理保全計画の策定が極めて重要であり、その**策定経費にかかる補助額について、受益面積の規模に応じたものに見直すこと。**

令和8年度

# 土地改良関係団体若手職員基礎研修が開催されました

令和8年5月18日(月)～20日(水)に東京都千代田区全国市長会館第2会議室において、「令和8年度土地改良関係団体若手職員基礎研修」が全国土地改良事業団体連合会の主催で開催され、全国各地から関係者100名が出席し、本会からは2名が出席しました。

この研修会は、若手職員を対象に、農業農村や土地改良をとりまく状況、土地改良事業や予算確保の仕組みなど基礎的な知識の習得によって、自らが果たす役割について認識を深め、やりがいのある創出、将来に向けての自己研鑽の意欲向上を図ることなどを目的に、今年度初めて企画されたもので、全国土地改良事業団体連合会の役職員が講師となり開催されました。

初日は、全国土地改良事業団体連合会室本専務理事の挨拶から始まり、その後は傍島主任研究員から「農業農村をめぐる状況」や「農業施策の仕組み」など、農業農村整備の基礎となる内容についてお話がありました。

また、進藤全国水土里ネット会長会議顧問による特別講義では「食料・農業・農村政策について」と題して、ご自身の技術者としての経験も交えながら、農業農村整備の政策的位置づけ等について説明がありました。その後、

意見交換会では、全国各地の土地連や土地改良区の職員と活発な情報交換や親睦を深めることができました。

2日目は、前田上席参与から土地改良法に関する講義がなされ、その後は初日に引き続き、傍島主任研究員から「土地改良事業の実施」や「農業水利施設の保全管理」など実務で深く関係する内容について知識を深めることができました。

また、室本専務理事から「自分を磨くコツ」題して、仕事への取り組み方、知識の習得方法など自己研鑽のコツについて講義を受けました。その後、グループディスカッションが行われ、「農業農村の将来に向けて」のテーマで、14グループに分かれて議論を交わしました。

3日目の最終日には、各グループで議論した内容をそれぞれ発表し、室本専務理事からのフィードバックも頂けて有意義な時間となりました。

3日に渡る研修で普段は出会うことのない全国各地の方々と情報交換ができ、さまざまな視点から意見を聞くことができました。

今後も全国の土地改良事業団体連合会のネットワークを大切にしていきたいと考えています。



グループディスカッションの様子



グループディスカッション発表の様子



グループディスカッション発表の様子

# 三重の土地改良アラカルト

## 伊賀地域における農村インフラ整備について

～ 伊賀コリドールロードの整備（修繕・補強）～

伊賀農林事務所 農村基盤室 基盤整備2課

### 1. はじめに

農道等の農村インフラは、農村地域での生活に不可欠です。これら施設の老朽化に対応するため、伊賀地域では県営事業等により整備を進めています。今回は、広域農道の保全対策として進めている舗装工事と、高倉大橋の耐震補強工事の進捗を紹介します。

### 2. 事業概要

伊賀コリドールロードは、農業生産団地の相互補完、広域営農団地の育成、農業経営の近代化・組織化を目的に、昭和61年度から平成22年度に整備された、延長約90kmの環状広域農道です。



※赤い線がコリドールロード

#### (1) 命と暮らしを守る農道保全対策事業

(広域農道：農道保全) 伊賀2期地区

広域農道の整備とともに周辺道路網の整備が進んだことから、一般・農業・大型交通車両が増加し、経年変化による舗装面の劣化も進んで、ひび割れやわだち掘れ等が発生しました。そこで、平成25年度から舗装工事に着手し、令和3年度までに約10kmの整備を行いました。令和4年度からは、引き続き「伊賀2期地区」として、広域農道の保全対策に取り組んでいます。

事業工期 令和4年度～令和10年度

総事業費 11億8千万円

主要工事 舗装工 L=21,000m、付帯工 1式

#### (2) 県営ため池等整備事業（農道防災対策事業）

高倉大橋地区

高倉大橋は、一級河川木津川と新居遊水地をまたぐ県内最長の農道橋（全長414m）で、木津川と遊水地内に11橋脚あります。平成13年度に竣工しましたが、東北地方太平洋沖地震後の耐震基準に基づく診断の結果、耐震性能の不足が判明しました。そのため、令和2年度から耐震補強と支承への制震ダンパー設置を進めています。

事業工期 令和2年度～令和10年度

総事業費 12億3,190万円

主要工事 耐震補強工 11橋脚（P1～P11）

支承工 5橋脚（P1～P5）



### 3. 整備状況

#### (1) 伊賀2期地区

「伊賀2期地域 農村インフラ計画」に基づき、柘植工区（伊賀市）や滝之原工区（名張市）など9つの地域で舗装工事を進めています。令和7年度末までに約8kmの整備が完了しており、今後さらに整備を加速していきます。

舗装工事では、路面の状況に応じて、アスファルト舗装の「打ち替え」（古い舗装を剥がして新しく敷き直すこと）や「切削オーバーレイ」（路面を薄く削って新しい舗装を重ねること）を行っています。また、併せて維持管理費を抑え、交通の安全と安心を確保するため、防草コンクリートの整備なども進めています。



#### (2) 高倉大橋地区

高倉大橋の橋脚耐震補強は、11本中10本が完了。残る1本も令和8年度に完成予定です。橋の土台（支承）への制震ダンパー設置は令和7年度から始まり、令和10年度に完了する見込みです。制震ダンパーは、特殊な流体が入った筒と棒からなる装置です。地震の揺れでピストンが動き摩擦熱を発生させ、エネルギーを吸収することで橋への負担を減らします。



※上の写真は他工事のものです。

### 4. まとめ

中山間地域では、人口流出の進行が懸念されます。このため、農村インフラの持続性を確保し、人々が安心して住み続けられる環境を整備するため、早期の事業完了を目指します。

# 土地改良施設維持管理適正化事業について

土地改良施設維持管理適正化事業（以下「適正化事業」という。）は、定期的な整備補修に対する支援を通じて、農業水利施設の機能を耐用年数まで全うさせるとともに、土地改良区等施設管理者の管理意識の昂揚を図るため、昭和52年度に創設されました。適正化事業は、団体営規模の小規模な施設の整備補修でも活用することができ、また、土地改良区等が負担する事業費の一部を5年間に分けて積み立てる仕組みのため、土地改良区等の財政負担の軽減、平準化を図ることができるなど、他の事業にはない特色を備えており、適切に活用することにより、小さな投資で大きな効果が期待できる事業となっています。一般の補助事業と異なり、整備補修に必要な費用の一定額を拠出金とし、毎年三重県土地改良事業団体連合会（以下「県土連」という。）を通じて全国土地改良事業団体連合会（以下「全土連」という。）に拠出する土地改良区等に対する助成する制度です。近年、適正化事業は、防災減災機能等強化事業、整備補修事業（連携管理保全型）が新たに制度設計され、より多様な整備補修制度となりました。

## ○事業の構成

適正化事業は、大きく「整備補修事業」と、「防災減災機能等強化事業」に分かれています。その中で整備補修事業は、「整備補修事業（一般型）」と「整備補修事業（連携管理保全型）」に区分されます。主な内容は以下のとおりです。

区分	整備補修事業（一般型） （昭和52年～）	整備補修事業（連携管理保全型） （令和7年度～）	防災減災機能等強化事業 （令和4年度～）
事業内容	施設の機能保持と、耐用年数の確保のために定期的に必要な整備補修		防災・減災、省エネ化・再エネ利用、省力化に資する施設整備
事業費	・200万円以上	・100万円以上	・100万円以上
事業実施主体	・市町、土地改良区等	・土地改良区、土地改良区連合	・市町、土地改良区等
資金造成（全土連）	・国庫補助金と地方拠出金で造成（5年1期）	・国庫補助金と財政融資資金※で1年目に造成 ・財政融資資金を地方拠出金で償還 ※1年目の事業費に占める地方負担相当額を全土連が借り入れ	
国庫補助率	・事業費の30%	・事業費の40%	・事業費の50%
加入者等負担率	・市町、土地改良区等40% （うち実施年度に10%上乗せ） ・県30%（標準）	・土地改良区等30% ・県30%（標準）	・市町、土地改良区等30% ・県20%（標準）
事業の仕組み	・5年1期の頼母子講 ・事業は5年間のいずれかの年度に実施	・単独施設で事業へ加入 ・事業は任意の年度に実施（基本的には加入初年度に実施） ・土地改良区等負担額は5年均等で拠出	

## 1 整備補修事業

### ○一般型

土地改良施設の維持管理は、本来、土地改良区等施設管理者自らが行うべきものですが、土地改良施設の公共公益的機能が益々増大していることから、適正化事業による公的助成措置を講じることにより、施設管理者の高い意識の下、適正な施設管理による施設機能の保持と耐用年数の確保を図ります。

### ○連携管理保全型

将来にわたって地域の農業水利施設を保全し、基幹施設から末端施設まで一連の用排水システムを健全に機能させるために土地改良区又は土地改良区連合が策定する連携管理保全計画（以下「※水土里ビジョン」という。）に位置付けられる農業水利施設（水土里ビジョンに位置付けられることが確実と見込まれる場合を含む。以下同じ。）の整備補修に対する助成を行い、施設機能の保持と耐用年数の確保を図ります。

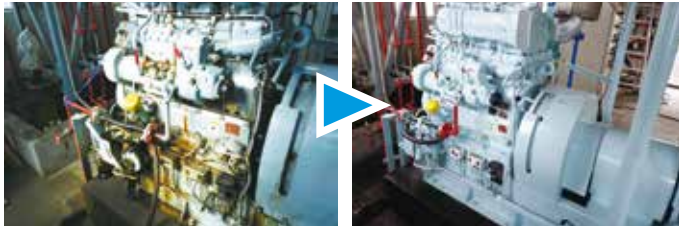
※水土里ビジョンとは

水土里ビジョンは、20～30年後の将来を見通して、「施設を保全するための役割分担や保全の取組」と「保全の取組体制を構築するための土地改良区の経営収支健全化」に関する事項について、関係者の議論を経て土地改良区が策定するものであり、令和7年4月の土地改良法改正により位置付けられました。

2 防災減災機能等強化事業

土地改良施設の防災・減災機能の強化、施設管理の省エネ化・再エネ利用及び省力化を図るための施設整備を行います。期生初年度の事業費50%相当額を全土連が財政融資資金を借入れて調達し、ここに国庫補助金50%を合わせ事業を実施します。これにより、土地改良区等は事業実施年度を待つことなく、早期に施設の整備を行うことが可能となります。

ポンプのオーバーホール



修繕前

修繕後

ゲートの電動化

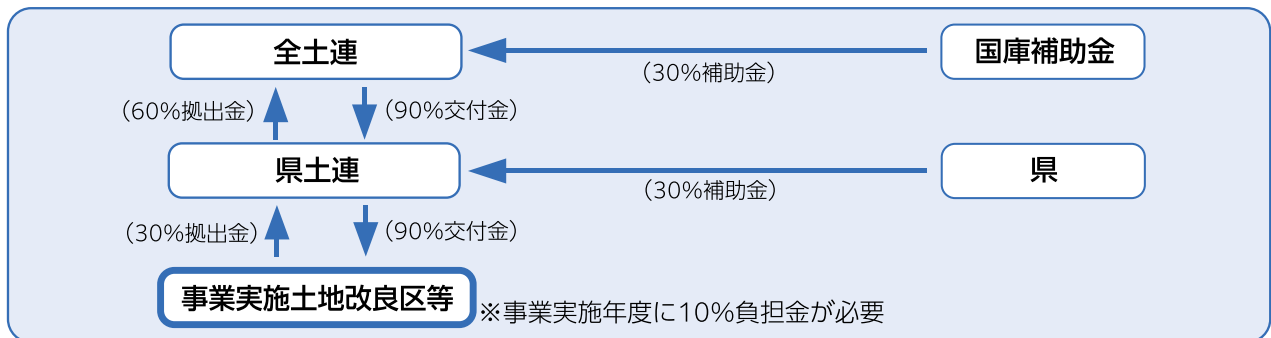


修繕前

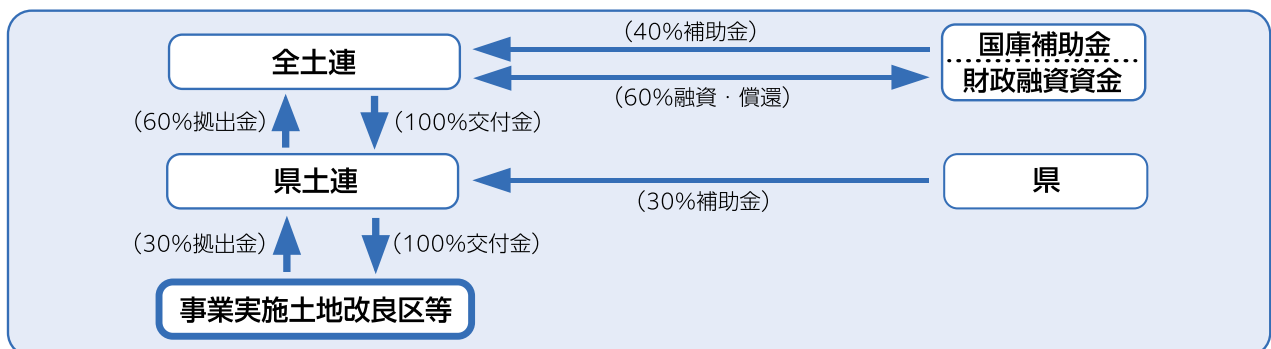
修繕後

○資金造成と交付金の流れ

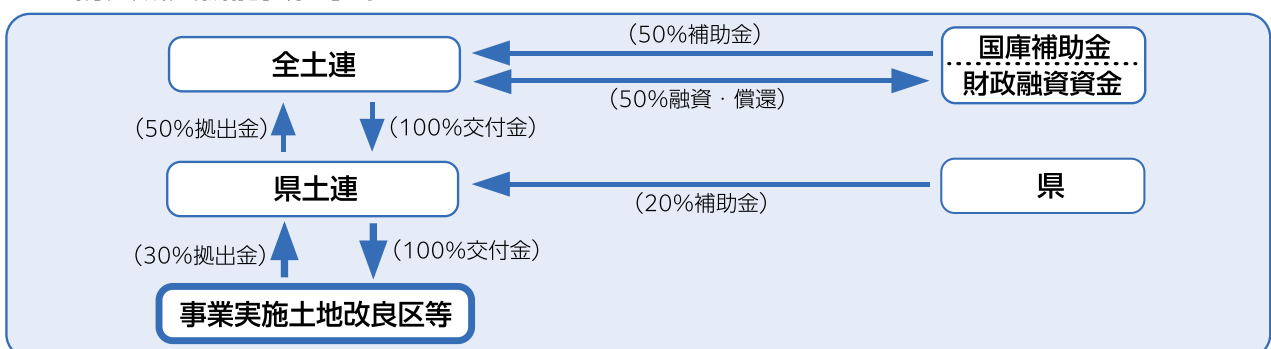
1 整備補修事業（一般型）



2 整備補修事業（連携管理保全型）



3 防災減災機能強化事業



詳しいことは、事業部施設管理課へお問い合わせ下さい。次号より県内の事例地区を紹介します。

# 多面的機能支払(農地・水・環境保全向上対策)の紹介

## 活動組織の紹介

三重県農地・水・協議会から今回は地域の自然や農地、水環境を守りながら、次世代へつながる魅力ある地域づくりに取り組んでいる「みのっち保全会」を紹介します。

### みのっち保全会(伊賀市)

#### 【組織の概要】

組織設立	2007年(平成19年) 発足時:みどろ農地・水・環境保全向上会
認定農用地	田:11,132a 畑:35a 計11,167a
主要施設	水路:25.6km 農道:15.6km ため池:7箇所
参加構成員	農業者42名 非農業者87名 計129名(うち、役員13名)
参加団体	農事組合法人小上野、東部三ツ池、真泥宮農組合、中西農事生産組合、西部三ツ池、(株)ゆめ田んぼ、(有)アグリセンター大山田、(株)芭蕉農産、オーガニックファクトリー、真泥区、真泥子ども会、真泥ゆるかネット、十念寺護持会、おおやまだ鶴寿園、大山田いこいの里

#### 【地域の紹介】



伊賀市真泥地域は山田盆地の南西部で、服部川の左岸の沖積平地とその淵の丘陵地に位置しております。集落は丘陵上にあります。

人口は292人、世帯数139世帯(2023年調べ)としており、年々減少傾向にあります。

地内に縄文期・弥生期の遺跡もあり、前方後円墳の他、古墳が群在しております。

また、マンガン鉱を採掘する鉱山もありました。

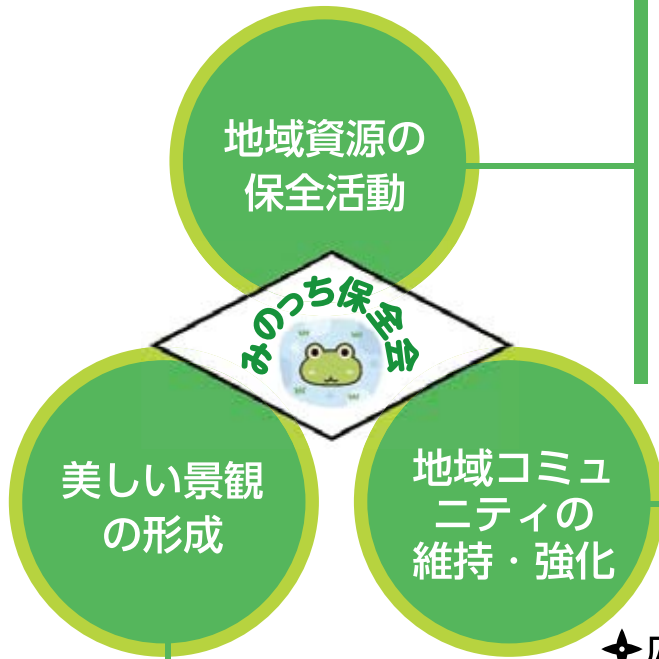
真泥の地名は、この地が泥地であったことによるといわれています。

#### ”地域とともに”をキャッチフレーズに・・・

みのっち保全会は、地域との共同活動により、農業・農村が持つ自然環境の保全、美しい景観の形成、文化の継承などといったあらゆる多様な機能を守り、次世代へつないでいくための持続可能な地域づくりを目指し活動しております。

地域コミュニティの一環として、アジサイ祭り・水生生物の生き物調査・夏祭りの創作花火の製作・寄せ植え教室など老若男女問わず参加いただけるイベントを開催し、魅力ある地域づくりを地域とともにつくっていききたいと考えております。

【活動の紹介】



◆ 農地・水路・農道等の維持



畦畔の草刈り



水路の泥上げ



獣害柵の点検



計画の策定

◆ 福祉及び教育機能の活用

◆ 広報活動

◆ 農村環境保全活動の幅広い展開



みのっちアジサイロード

令和6年6月、”アジサイの道1000メートル 伊賀市「みのっち保全会」として、新聞に掲載いただきました。



あじさいまつり



創作花火



寄せ植え教室



生き物調査

◆ 地域住民による直営施工



水路の軽微な補修



農地畦畔復旧



防草シート設置



農道の軽微な補修

# こちら「ため池保全サポートセンターみえ」です

「ため池保全サポートセンターみえ」において「ラジコン草刈機の無料貸出し」を令和8年6月1日より開始しています。

ため池の草刈りは、手間と時間を要し、危険を伴う大変な作業です。管理者の減少や高齢化により、ため池管理者からは負担軽減に関する支援要望が多く寄せられていました。

このことから、農業用ため池の維持管理の負担軽減とラジコン草刈機の導入促進に向け、ため池管理者を支援するため「ため池保全サポートセンターみえ」がラジコン草刈機を2台保有し、無料貸出しを令和8年6月1日より開始しましたのでご利用ください。

詳細、貸出し方法については、水土里ネットみえホームページ (<https://www.miedoren.or.jp>) ため池サポートセンターみえに掲載していますのでご覧ください。

## 【ラジコン草刈機 貸出規程の概要】

- ①貸出しを受けられる団体は、土地改良区、多面的機能支払い交付金の活動組織、自治会、市町で、1回の貸出期間内に農業用ため池の草刈りを1箇所以上含むこと。
- ②ラジコン草刈機保有台数：2台
- ③貸出期間は、原則1回あたり最大で7日間（土日祝を含む）とする。
- ④貸出機械の利用料金は無償としますが、燃料、電気代、運搬費用については、借受者の負担とする。
- ⑤借受者の使用・保管及び運搬において、**借受者の故意若しくは重大な過失又は法令違反**によって生じた貸出機械の毀損又は故障の修理代又は機器代金等については借受者へ負担請求する場合があります。
- ⑥貸出しの流れ

借受者	土地改良区、多面的機能支払交付金の活動団体、自治会、市町
-----	------------------------------

①申し込み（電話連絡）

貸出者	ため池保全サポートセンターみえ (TEL059-224-3555)
-----	--------------------------------------

②回答（電話連絡）  
借受責任者が自ら受け渡し場所（中勢用水土地改良区倉庫）へ

借受者	③「ラジコン草刈機貸出の申込書」・「承諾書」提出 (必要に応じて「代理人届け出書」提出)
-----	---

借受者 貸出者	④受け渡し場所にて、両者で留意事項等を確認のうえ、草刈機 受け取り
借受者	⑤借受者の車両で草刈機を運搬
借受者	⑥草刈機使用（安全に）
借受者 貸出者	⑦借受者の車両で草刈り機を運搬 借受責任者が自ら受け渡し場所（中勢用水土地改良区倉庫）へ
借受者 貸出者	⑧借受者は、草刈機返却にあたり、清掃し、燃料を満タンに！ ⑨借受者・貸出者の両者で草刈機を確認後、草刈機返却

## 【ラジコン草刈機】



- 仕様 型式：RCM601  
寸法：長さ1260mm×幅975mm×高さ700mm  
質量：240kg（軽トラックで運搬可能）  
刈幅：600mm  
刈高：50～115mm  
刈刃：フリーナイフ  
走行速度：0～4.0km/h（0～1m/秒）  
最大作業角度：45度

## 【刈取り状況】



## ため池保全サポートセンターみえ

相談窓口 月曜 AM・木曜 AM

TEL.059-224-3555 FAX.059-225-7332

〒514-0006 津市広明町330番地  
三重県土地改良会館 4階

報告

東紀州支部 先進地視察研修

去る2月5日(木)に、三重県土地改良事業団体連合会東紀州支部先進地視察研修を開催し、管内の県・市町・土地改良区の役職員14名が参加しました。

視察テーマ

1. 農業生産条件が不利な中山間地域では、持続的な営農が困難な状況を解消するために、農地の用排水路等の生産基盤整備により、農業生産性の向上を図り、活力ある農業農村づくりを目指しており、当管内でも5地区が実施しております。今回は、中山間地域での生産基盤整備を契機に、営農組織を立ち上げ、経営の安定化を図り、地域農業の活性化に向けた活力ある農業農村づくりを目指している地域の取組みをテーマとしました。

視察報告

滋賀県甲賀市信楽町杉山地内で中山間地域総合整備事業の取組みについて、「杉山老人憩いの家」において視察研修を行いました。

まず、滋賀県甲賀農業農村振興事務所 市井技師より、計画された県営中山間地域総合整備事業 杉山地区の事業概要等について説明していただきました。

本地区は、不整形な農地と小型農耕車両の通行にも支障を来す狭小な耕作道路からなり、そして地区内を蛇行する水路は断面が小さく、用排兼用の土水路で、さらに農業従事者の高齢化等により個別経営体で持続的な営農が非常に困難な状況でありました。現状のままでは、耕作放棄地の拡大が懸念されていたため、そこで耕作放棄地の発生を防止するとともに、農地の利用集積をさらに促進し、持続可能な地域農業の維持・向上を図ることを目的

として平成28年度より県営中山間地域総合整備事業(区画整理 A=14.1ha)が計画、実施され、令和6年度に区画整理が完了し、現在は暗渠排水工事を実施しているとの説明を受けました。その後、工事完了した地域をドローンにより撮影された動画を視聴し、引き続き、事業推進された地域の代表の方から説明を受けました。

はじめに、この事業を計画する段階から中心となった「杉山区圃場整備推進委員会」を立ち上げた大谷委員長より、この事業の推進経過の説明があり、特に仮同意徴収に2年3ヶ月を要したことや同意書撤回の申し入れによる区域変更が余儀なくされたこと、県外在住の地権者の理解が得られず説得に翻弄されたことなど、今日に至るまでの苦労話ありのままに話されました。次に、営農を担う集落営農組織「杉山古宮グループ」の植西代表より活動状況について説明がありました。この事業を契機に令和7年度から本格的に活動を開始し、耕作者、農地所有者、非農家の方が協力して草刈りや水当番などの日常の維持管理を行うことで、地域全体で営農に携わり農地を守る絆を持ち、地域農業の維持・向上に取り組んでいることが報告されました。

座学終了後、現地へ移動し県及び市の担当者からの説明を受けながら視察しました。

短時間ではありましたが、本管内での事業推進時に抱えている課題が共通であり、さらに参加者は、圃場整備推進委員会、農業組合、環境保全の会が連携し、行政の指導、協力を得ながら進めたことに関心を持ち、時間が経つのも忘れるほど活発な意見交換を行い、有意義な視察研修となりました。



視察先で対応していただいた皆さん 市井技師による説明



大谷委員長による説明



植西代表による説明



説明を受ける参加者



現地で説明を受ける参加者



現地で意見交換の様子

## 第22回「みえの農村風景」写真コンテスト 審査会・表彰式が開催されました

みえの農村にスポットをあてた写真を募集して、農業・農村に対する関心を高めていただき、併せて本会の広報誌をはじめとする本会印刷物等へ活用することを目的として実施しました。

本年度は33点の力作が寄せられ、令和8年2月16日(月)に6名の審査委員による審査委員会が開催され、厳正な審査の結果、最優秀賞1点、優秀賞2点、特別賞4点、伊勢新聞社賞1点が選ばれました。



審査会の様子



審査会の様子

令和8年3月12日(木)に表彰式を行い、主催である水土里ネットみえの藤本専務理事、後援をお願いした伊勢新聞社山路部次長同席のもと、代理を含め受賞者8名の方に、賞状と副賞が授与されました。

### 受賞者一覧

### 受賞された皆さん

賞	氏名 (敬称略)
最優秀賞	なばやし かずお 中林 和男
伊勢新聞社賞	なかきた ゆきひろ 中北 幸宏
優秀賞	いとう たかし 伊藤 孝司
優秀賞	うえすぎ ひろあき 上杉 裕昭
特別賞	いたや かずゆき 板谷 一行
特別賞	うざき まのり 鵜崎 正典
特別賞	そね けん 曾根 憲作
特別賞	わだ るみ 和田 瑠美



前列左から上杉さん、中林さん、中北さん、伊藤さん  
後列左から藤本本会専務理事、梅本さん(鵜崎さん代理)、和田さん、曾根さん、板谷さん、山路伊勢新聞社部次長

★ 受賞作品 ★



最優秀賞



収穫 (伊勢市) 中林和男



手前に元気に育った収穫したばかりの大根を配置することで、豊作の様子が伝わります。カメラを低い位置から撮影することで、収穫した大根はもちろん、大根を引き抜く様子や葉を切り取る様子の連続性もより出て味わいのある作品になっています。



優秀賞



田植え体験 (四日市市) 伊藤孝司



自然が少なくなってきた現代、子ども達が顔やひざ下まで泥だらけになりながら楽しむ機会もなかなかないのではないのでしょうか？楽しそうな子供たちの笑顔を見ていると自然体験教育の大切さに気付かされます。

田植え後の補植 (名張市) 上杉裕昭

空の青さ、山の緑、電車の赤、稲の黄緑。それぞれの色が濃い色で作品に力強さを醸し出しています。補植をする女性を少し遠くから引いて写すことで、空、山、列車、女性が田んぼの水面にシンメトリーに映る光景はとても趣があります。



伊勢新聞社賞



実りの秋 (度会郡玉城町) 中北幸宏

秋の味覚である柿の収穫風景。収穫風景を正面ではなく背面から、人物の位置を右下に配置することで収穫する柿や秋の青天が主役になり、より柿のおいしさが伝わってきます。きれいな青空や柿の実、葉っぱの色の濃さが作品に元気を与えています。



特別賞



オーイ!! 跡継ぎ出来たぞ (伊勢市) 板谷一行

田植え機で田植えを行っている時の様子。子どもを運転席に乗せて振り向き様に誰かに向けて声をかけ指をさしています。田植え機を下部に配置し、目線の方向に広い空間をつくることで、跡継ぎが見つかった喜びの大きさをより際立たせているような気がします。



ついでにキャッチ! (菰野町) 鷗崎正典



イモ堀りの最中にトカゲを偶然捕まえた模様。トカゲを捕まえた子どもの顔はどこか誇らしげで、イモよりトカゲの方に夢中になってしまったかもしれません。

稲虫おくれあとは豊作や〜い (伊勢市) 曾根憲作



農作物を害虫から守ろうとたいまつと太鼓で田畑を練り、火と音で害虫を追い払う虫送り行事。たいまつを持ってたくさんの親子が集まっていますが、その賑やかさのパワーで収穫も豊作になるに違いありません。

収穫 (亀山市) 和田瑠美

日本の棚田百選に認定された坂本棚田での収穫風景。みなさん、昔ながらの手刈りで収穫作業に取り組んでいます。顔が見える正面からでなく、背面から撮影することで、みなさんが作業に没頭している様子が伝わってきます。



# 三重県土地改良事業団体連合会採用試験案内

(令和9年4月採用予定)

## 1 採用予定人員及び受験資格

受 験 資 格		
学 歴 等	生 年 月 日	そ の 他
学校教育法に基づく大学(短期大学を除く)を卒業した者及び令和9年3月31日までに大学を卒業する見込みの者	平成9年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた人	職員人事規程第7条(欠格事項)に該当する人は、受験できません ※1

※1 職員人事規程第7条

- (1) 成年被後見人及び被保佐人
- (2) 拘禁以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 国及び地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又は政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

## 2 職 種 内 容

募集人数	職 務 内 容
5名程度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総務、経理、広報、企画等</li> <li>・土地改良事業(農業農村整備事業)に関する調査・計画・測量・設計等</li> <li>・施工管理、施設機械、メンテナンスに関する業務等</li> </ul>

## 3 受験手続き及び日程

### (1) 受験手続

受験希望者は、次の書類を三重県土地改良事業団体連合会総務部企画総務課へ提出して下さい。

ア 履歴書(写真貼付)…… 1通

イ 卒業(見込)証明書・成績証明書又は単位取得証明書…… 1通

ウ 封筒(宛先欄に受験者の住所及び氏名を記入した返信用封筒で110円切手を貼付したもの)…… 1通

### (2) 日 程

採用試験は、3回実施します。(採用が決まり次第、受付を終了します)

受付期間	第1次試験	第2次試験	最終合格発表
【1回目】 5月11日(月)～ 6月30日(火)	7月10日(金) 午後1時30分	7月中～下旬	7月下旬
【2回目】 8月3日(月)～ 9月18日(金)	10月2日(金) 午後1時30分	10月中旬	10月下旬
【3回目】 11月2日(月)～ 11月30日(月)	12月11日(金) 午後1時30分	12月下旬	12月上旬

- ・受付は、土曜日、日曜日、祝日を除く、午前8時30分から午後5時までとします。(郵送受付可)  
受付後の応募書類は、一切返却しません。  
なお、履歴書等による書類選考を行う場合があります。
- ・試験会場は、第1次・第2次試験とも津市広明町330番地三重県土地改良会館で実施します。
- ・試験結果は、第1次・第2次試験とも受験者全員に書面で通知します。
- ・第2次試験日は、第1次試験結果発表の際に通知します。

#### 4 試験科目及び内容

区 分	試 験 科 目	試 験 の 内 容
第1次試験	一般適応試験	「知的能力」「態度能力」を診断するため、一般知識及び能力についての択一式による筆記試験
第2次試験	口述試験	理解力や表現力及び職場適応性等について、個別面接により行う

#### 5 合格から採用まで

最終合格者については、令和9年4月1日に採用します。

#### 6 給与、勤務場所、勤務時間及び休暇

- (1)三重県土地改良事業団体連合会「職員給与支給規程」に基づく給料及び扶養手当、住居手当、通勤手当、資格手当、期末・勤勉手当等が支給されます。大卒初任給は、おおむね245,300円であり、職務経験のある者は、経験年数に応じ加算支給します。
- (2)勤務場所は、津市広明町330番地にある三重県土地改良会館で、近鉄津駅から徒歩5分のところで、転勤はありません。
- (3)勤務時間は、8時30分から17時15分までの8時間（月曜日～金曜日）です。
- (4)年次有給休暇は、1年につき20日あり、この他に特別有給休暇等があります。

#### 7 その他

- (1)この試験の詳細についての問い合わせは、下記までご連絡下さい。
- (2)会館訪問、職場見学は、随時受け付けておりますので、ご希望の方はご連絡下さい。

##### 【連絡先】

三重県土地改良事業団体連合会 総務部 企画総務課  
担当者：山口 TEL 059-226-4824

- (3)土地改良事業団体連合会は、土地改良法により設立が認められている「公法人」で、全国47都道府県にあり、三重県土地改良事業団体連合会は、昭和32年12月11日に農林大臣の設立認可を受け設立されています。

# 第23回 『みえの農村風景』写真コンテスト

## 1. 目的

みえの農村にスポットをあてた写真を募集して、農業・農村に対する関心を高めていただき、さらに広報冊子、その他の広報資料にこの写真の活用を目的として実施します。

## 2. 応募要項

「農村地域の風景」、「美しい田んぼ・畑の風景」、「農作業風景」、「農村地域の正月風景」、「農村の歴史と伝統がある祭りやイベントの様子」、「農業用施設が農業生産活動等に広く利活用されている情景」、「農村公園・親水公園を中心に地域住民とのふれあいを感じさせる情景」の写真。三重県内で撮影された未発表で著作権のないもの及びその予定のないもの。(ただし、令和6年以降に撮影されたものとする。)

カラープリントのキャビネ版(2L版可)以上の単写真。(デジタルカメラ可)

- ・個人の応募のみで一人3点以内とします。
- ・入賞は一人1点とします。
- ・応募作品は返却いたしません。
- ・作品1点につき応募票を添付のこと。(記入漏れ・応募票のないものは無効とします。)
- ・テーマと明らかに逸脱する作品や題材に準じていない作品、ドローンにより撮影された作品は審査対象からのぞきます。
- ・応募作品の使用権は水土里ネットみえ(三重県土地改良事業団体連合会)に帰属するものとします。
- ・応募作品は水土里ネットみえの広報写真として活用させていただきますのでネガ等の提示をお願いすることもあります。
- ・応募用紙にご記入いただきましたデータは、個人情報保護基本方針に基づき厳重に管理いたします。

## 3. 審査及び表彰

審査委員会を設け厳選し、入賞者については令和9年2月中旬ごろ直接本人に通知いたします。また、「みえの土地改良」に掲載いたします。

## 4. 賞

- ・最優秀賞 1点 副賞(賞金5万円)・優秀賞 2点 副賞(賞金2万円)
- ・特別賞 4点 副賞(賞金5千円)・伊勢新聞賞 1点 副賞(商品図書券) 予定

## 5. 応募締切

令和8年12月11日(金)当日消印有効

## 6. 応募方法

応募票を作品の裏面に貼り、下記あてに送付して下さい。

〒514-0006 三重県津市広明町330番地

三重県土地改良事業団体連合会 総務部企画総務課 まで TEL:059-226-4824

## 7. 主催者

水土里ネットみえ

## 8. 後援

三重県、伊勢新聞社



応募票	(ふりがな) タイトル				
	撮影年月	年	月	撮影場所	
	(ふりがな) 名前			年齢	歳
	住所	〒			
	電話				



# みどり 水土里ネットみえ機構図 (三重県土地改良事業団体連合会)

令和8年4月1日現在

## 事務局

事務局長 中村浩也

### 業務推進室 (3F) TEL: 059-226-4824

室長 (事務取扱) 伊藤雅敏  
 室長補佐 (兼務) 奥山佳章  
 室長補佐 (兼務) 山口剛久

### 総務部 (3F) TEL: 059-226-4824

部長 田端幹生

#### 企画総務課

課長 山口剛久  
 主査 (兼務) 高沖恭臣  
 専門員 山田浩子  
 専門員 南出房洋  
 専門員 (嘱託) 廣瀬有司  
 主任 内田実来  
 主事 小川颯大

#### 財務会計室

室長 (事務取扱) 中村浩也  
 主査 高沖恭臣  
 主任 (兼務) 内田実来  
 主事 (兼務) 小川颯大

### 事業部 (2F) TEL: 059-226-4825 (4F) TEL: 059-226-4829

部長 伊藤雅敏

#### 農村整備課 (2F)

課長 (事務取扱) 伊藤雅敏  
 副調整監 前田靖彦  
 課長補佐 奥山ゆかり  
 課長補佐 亀井智広  
 課長補佐 玉置 健  
 主幹 石川達人  
 専門員 中野重春  
 主任 内山雅仁  
 主任 津村太一  
 主任 谷川英司  
 主任 古川真由子  
 主任 蒔田安奈  
 主任 中村周平  
 主任 鈴木 空

### 業務推進室

- ・事業相談及び情報提供

### 企画総務課

- ・企画及び組織運営に関する業務
- ・施設・財務管理強化相談、経営診断・改善指導、土地改良区運営基盤強化推進研修に関する業務
- ・連携管理保全計画 (水土里ビジョン) に関する業務
- ・土地改良区運営の研修に関する業務
- ・土地改良事業の情報提供及び広報活動に関する業務
- ・土地改良区運営基盤強化協議会 (男女共同参画含む) に関する業務

### 財務会計室

- ・各種事業等の経理事務

### 農村整備課

- ・かんがい排水関係の技術的支援に関する業務
- ・農地整備関係の技術的支援に関する業務
- ・農地防災関係の技術的支援に関する業務
- ・中山間総合整備関係の技術的支援に関する業務
- ・農村整備関係の技術的支援に関する業務
- ・災害復旧事業の技術的支援及び応援技術者に関する業務
- ・水土里情報活用促進事業に関する業務
- ・換地計画作成及び換地処分登記に関する業務
- ・土地改良事業における測量に関する業務
- ・連携管理保全計画 (水土里ビジョン) に関する業務
- ・三重県大区画化等推進協議会に関する業務
- ・三重県農地・水・環境保全向上対策協議会に関する業務
- ・三重県農道管理協議会、三重県農村災害ボランティア団体に関する業務

**ため池整備課 (4F)**

課長 奥山佳章  
 主幹 大北浩史  
 専門員 今井充孝  
 主任 平岡 駿  
 主任 澤田拓郎  
 主任 小野敦暉

**ため池整備課**

- ・ため池整備関係の技術的支援に関する業務
- ・災害復旧事業の技術的支援及び応援技術者に関する業務

**ため池サポートセンター室 (4F)**

室長(事務取扱) 奥山佳章  
 主幹(兼務) 大北浩史  
 専門員(嘱託) 本田浩和  
 主任(兼務) 平岡 駿  
 主任(兼務) 澤田拓郎  
 主任(兼務) 小野敦暉

**ため池サポートセンター室**

- ・ため池の適正な保全のための啓発並びに災害発生を未然防止するための技術的支援に関する業務

ため池保全サポートセンターみえ  
 TEL.059-224-3555  
 三重県より駐在 浮田 修

**施設管理課 (4F)**

課長(事務取扱) 奥山佳章  
 副調整監 宮尻頼明  
 主幹 上島康史  
 主査 神田幹也  
 専門員(嘱託) 森永秀樹  
 専門員(嘱託) 宮崎敏弘  
 専門員(嘱託) 岡 秀樹  
 主任 宇田朋央  
 技師 土佐侑瑞樹

**施設管理課**

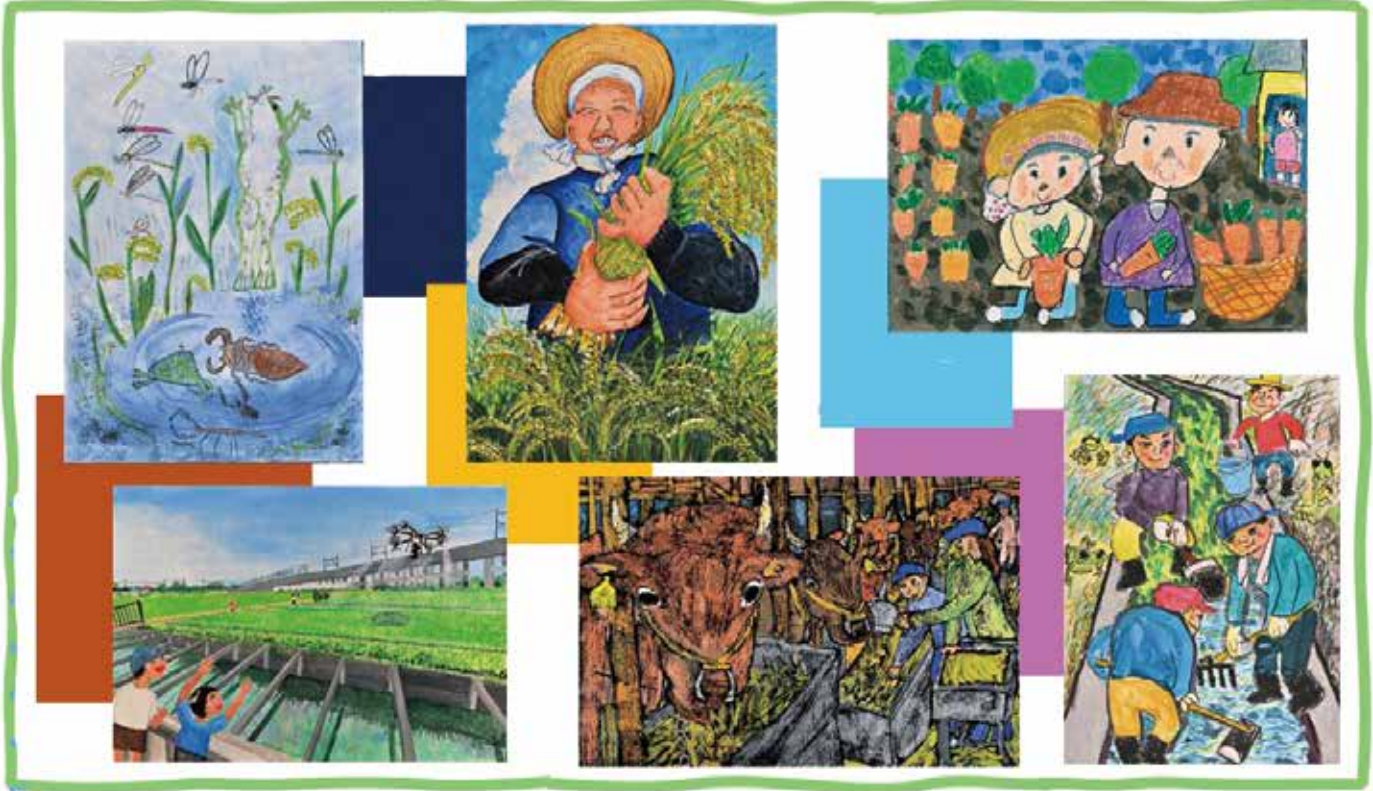
- ・基幹水利施設保全管理技術向上研修に関する業務
- ・土地改良施設の診断・管理指導に関する業務
- ・土地改良施設の維持・管理及び技術指導に関する業務
- ・土地改良施設の整備補修工事の支援に関する業務
- ・土地改良施設維持管理適正化事業に関する業務
- ・災害復旧事業の技術的支援及び応援技術者に関する業務
- ・三重県農業用水小水力発電推進協議会に関する業務
- ・三重県管理運営体制強化委員会に関する業務

令和8年度『みえの土地改良』編集委員

所 属	役 職	氏 名
農地調整課 農地班	副参事兼班長	加 藤 直 樹
農業基盤整備課 農業基盤企画班	副課長兼班長	中 瀬 勝 博
農業基盤整備課 農地防災班	班 長	磯 田 紘 輔
農業基盤整備課 国営調整水利班	班 長	中 谷 隆 一 郎
農山漁村づくり課 農地水保全班	課長補佐兼班長	原 貴 子
農山漁村づくり課 農村環境づくり班	班 長	伊 藤 太 子
農山漁村づくり課 農山漁村活性化班	副参事兼班長	扇 田 靖 之
三重県土地改良事業団体連合会	専務理事	藤 本 隆 治
三重県土地改良事業団体連合会	事務局長	中 村 浩 也
三重県土地改良事業団体連合会	総務部長	田 端 幹 生
事務局 三重県土地改良事業団体連合会	総務部 企画総務課	山 口 剛 久
事務局 三重県土地改良事業団体連合会	総務部 企画総務課	高 沖 恭 臣



みどり  
未来へつなごう!ふるさとの水土里  
子ども絵画展 2026 作品募集



あなたの絵で農業や農村の風景やそこではたらく人、また大切な水路を守る人たちのすがたを伝えてください。

～ 受賞作品は、2026年12月4日(金)～11日(金)に東京都美術館に展示します(7日は除く)～

応募資格

小学生以下

応募期間

2026年6月1日(月)～9月4日(金)

各賞

農林水産大臣賞、文部科学大臣賞、環境大臣賞、全国水土里ネット会長賞、協賛企業・団体賞など

■応募について

応募には **直接応募** と **水土里ネット経由応募** があります。全国水土里ネット HP でご確認ください。

送付先  
事務局

〒102-0093 東京都千代田区平河町2-7-4 砂防会館別館4F  
全国水土里ネット「絵画展 係」  
TEL: 03-3234-5480  
MAIL: midorinet-info@inakajin.or.jp



※ R8.5～HP 随時掲載

主催

水土里ネット(全国水土里ネット、都道府県水土里ネット)



<b>テーマ</b>	排水やため池は、食料生産や生態系保全などさまざまな役割を担いながら、日本の原風景ともいべきすばらしい農村空間を創り出しています。 その大切さを、四季折々の景色や生活の様子とともに写真で伝えてください。
<b>募集部門・条件</b>	◇ <b>排水部門</b> 用水路、頭首工、スプリンクラー、貯水池（農業用ダム）などの農業用水利施設が写っていること ◇ <b>ため池部門</b> 農業用ため池（農業用水として使用されているもの）が写っていること
<b>各賞</b>	排水・ため池の両部門について次の賞を予定しています。（賞の内容については予告なく変更になる場合があります。） <ul style="list-style-type: none"> <li>・農林水産省※農村振興局長賞 各1点、賞状・商品券8万円</li> <li>・全国水土里ネット会長賞 各1点、賞状・商品券5万円</li> <li>・土地改良 PR 賞（土地改良区、土地改良区連合の職員・組合員対象） 各1点、賞状・商品券1万円</li> <li>・U-18賞（2027年3月31日時点で18歳以下対象） 各1点、賞状・図書カード1万円</li> <li>・入選 各10点程度、商品券2千円</li> </ul>

※農林水産省 農村振興局とは  
川から農業用水をとる堰や用水路、排水路、ため池など日本農業の土台を整備し、魅力ある農業・農村を次世代につなぐ取組を進めています。

<b>応募先・お問合せ</b>	〒102-0093 東京都千代田区平河町 2-7-4 砂防会館別館 4F TEL:03-3234-5480 全国水土里ネット「写真コンテスト係」
<b>主催</b>	排水ネットワーク、全国ため池等整備事業推進協議会、 全国土地改良事業団体連合会



※この募集内容は、全国水土里ネット HP にも掲載しています。

NARA



## 第48回全国土地改良大会 奈良大会

2026年11月17日(火曜)



「きれいな水」「豊かな土地」「美しいふる里」水土里が育てる まほろばの奈良

**会場** 奈良県コンベンションセンター 奈良市三条大路 1丁目691-1



刀根早生柿



いちご狩り(明日香村)



正暦寺(清酒造り)



古都華



大会 HP



夢ある農村づくり

みどり  
**水土里ネット みえ**

## 三重県土地改良事業団体連合会

〒514-0006 津市広明町330番地

FAX.059-225-7332

URL <http://www.miedoren.or.jp>

### 業務推進室 (3F)

TEL.059-226-4824

### 総務部 (3F)

企画総務課

財務会計室

TEL.059-226-4824

### 事業部 (2F・4F)

農村整備課(2F)

TEL.059-226-4825

ため池整備課(4F)

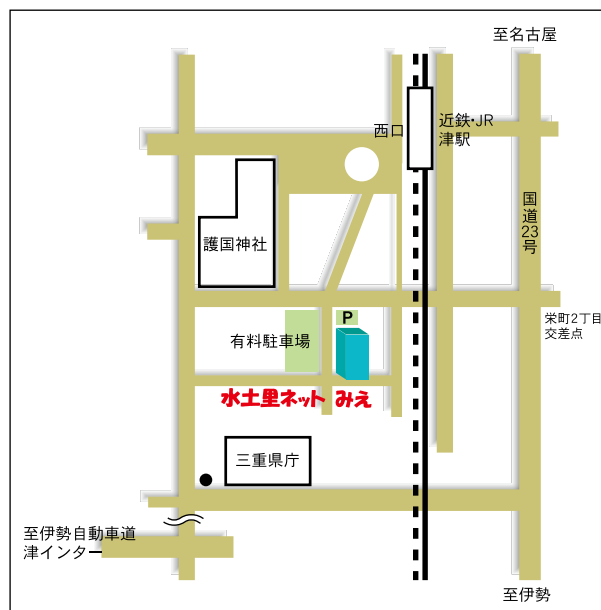
TEL.059-226-4829

ため池サポートセンター室

TEL.059-224-3555

施設管理課(4F)

TEL.059-226-4829



近鉄・JR …… 津駅西口より徒歩5分

自動車 …… 伊勢自動車道 津インターより10分



水土里ネットみえ  
QRコード



環境にやさしい植物性大豆インキを使用しています。